萬葉

昭和三十九年四月二十五日發行

高市挽歌論……吉田義孝（一）
—高木氏の所論に關連して—
音訓兩用の假名について……稲岡耕二（一三）
新撰萬葉集の用字……淺見徹（二四）
—基礎作業として、助詞の表記について—
翻刻　荒木田久老『竹取翁歌解』……（四四）
會員名簿補訂・豫告

萬葉學會

第五十一號

昭和三十九年四月

第五十號目次

「あれをとめ」考……土橋寛
「はばき」……橋本四郎
萬葉集に於ける「可」「應」字の用法……鶴久
狛諸成の萬葉考增訂の方法をめぐつて……河野頼人
題詞の權威……伊藤博
—旅の歌の一解釋—
壹岐對馬行……澤瀉久孝
書評
萬葉集注釋巻第十一を讀む……佐伯梅友
「萬葉」（第一號から第五十號まで）分類總目録
報告・豫告

高市挽歌論

―高木氏の所論に關連して―

吉田義孝

一

高木市之助氏は、人麿の文學で特徴的な公式儀禮歌の制作の契機について、それは、「人麿という個の作家にも屬していないし、かといつて宮廷歌人的な職業意識にも屬していない」きわめて獨特なものであると規定し、とくに高市皇子に對する殯宮挽歌をふまえて、「彼等（舍人）が亂の功臣として相前後して亡くなつて行く時期が、一方で同じ舍人の人麿が宮廷に仕えて彼の文學を養い育てていた時代だつたのである。つまり同じ舍人が一方では壬申の亂を行動し又文學を遺したので、文學は人麿においていわば社會性と個性が調和されていた『舍人』によつて作られたというべきであろう」と述べ、[註①] 壬申の亂前後によびさまされた集團的な舍人意識を繼承することによつて、持統・文武朝における人麿の重厚な文學的達成が可能になつたことを強調している。人麿が、高市・日並兩皇子らの舍人であつたのではないかとする見解は、つとに眞淵が萬葉考別記で指摘したところで、その後多くの研究者たちによつて、暗黙のうちに支持繼承されてきたことは周知のとおりであるが、それが氏の所論を契機として、再び學界に大きな關心を喚起するにいたつたのである。人麿文學形成の母胎を解明するためには、この見解に贊成すると否とを問わず、人麿舍人説への對決をよけて通るわけにいかない。果して、人麿は、持統朝において舍人の身分で出仕し、かつまた集團的な舍人意識を母胎として彼の文學を創造したのだろうか。

結論から先にいつて、私は、高木氏の人麿舍人説に贊成するわけにいかない。小論は、そのことの根據を、氏の場合と同じく高市挽歌を問題にすることによつて具體的に跡づけ、人麿文學の特質とりわけその叙事詩性といわれるものが、如何なる性質のものであるか

を明らかにしたいと思う。

註①　高木市之助「古代文藝と社會」（『古文藝の論』所收）

持統十年（六九六）七月、高市皇子の死去に際して、歌人人麿は全篇一四九句にも及ぶ萬葉集最大の荘重な挽歌をその靈前にささげ、あつい哀悼の意を披瀝した。この歌は、(1)天武天皇と高市皇子の活躍を中心とする壬申の亂の叙述（九〇句）、(2)高市皇子の殯宮の叙述（四六句）、(3)作者の感慨（一三句）、という構成をとり、そのほか二首の反歌から成りたつている。いま、これを各節ごとに區分して引用してみよう。

(1)かけまくも　ゆゆしきかも　言はまくも　あやに畏き　明日香の
眞神が原に　ひさかたの　天つ御門を　かしこくも　定めたまひて　神さぶと　磐がくります　やすみしし　わが王の　きこしめす　背面の國の　眞木立つ　不破山越えて　高麗劍　和蹔が原の行宮に　天降り坐して　天の下　治め賜ひ　食す國を　定め賜ふと　鶏が鳴く　吾妻の國の　御軍士を　召し賜ひて　ちはやぶる人を和せと　服從はぬ　國を治めと　皇子ながら　任け賜へば　大御身に　太刀取り帶ばし　大御手に　弓取り持たし　御軍士を率ひ賜ひ　齊ふる　鼓の音は　雷の　聲と聞くまで　吹き響むる小角の音も　敵みたる　虎か吼ゆると　諸人の　おびゆるまでに捧げたる　幡の靡は　冬ごもり　春さり來れば　野ごとに　著きてある火の　風の共　靡かふ如く　取り持てる　弓弭の騒　み雪降る　冬の林に　飄風かも　い巻き渡ると　思ふまで　聞の恐く引き放つ　箭の繁けく　大雪の　亂れて來れ　まつろはず　立ち向ひしも　露霜の　消なば消ぬべく　去く鳥の　競ふ間に　渡會の　齋の宮ゆ　神風に　い吹き惑はし　天雲を　日の目も見せず常闇に　覆ひ賜ひて　定めてし　瑞穂の國を　神ながら　太敷きまして

(2)やすみしし　わが大王の　天の下　申し賜へば　萬代に　然もあらむと　木綿花の　榮ゆる時に　わが大王　皇子の御門を　神宮に　装ひまつりて　つかはしし　御門の人も　白細の　麻衣著埴安の　御門の原に　茜さす　日のことごと　鹿じもの　い匍ひ伏しつつ　ぬばたまの　夕に至れば　大殿を　ふり放け見つつ鶉なす　い匍ひもとほり　侍へど　侍ひ得ねば　春鳥の　さまよひぬれば　嘆も　いまだ過ぎぬに　憶も　いまだ盡きねば　言さへく　百濟の原ゆ　神葬り　葬りいまして　朝裳よし　城上の宮を　常宮と　高くし奉りて　神ながら　鎮りましぬ

(3)然れども　わが大王の　萬代と　念ほしめして　作らしし　香具山の宮　萬代に　過ぎむと念へや　天の如　ふり放け見つつ　玉襷　かけて偲はむ　恐かれども

（一九九）

短歌二首

ひさかたの天知らしぬる君ゆゑに日月も知らに戀ひわたるかも　（二〇〇）

埴安の池の堤の隱沼の行く方を知らに舍人は惑ふ　（二〇一）

このうち、(1)の部分の構造については、のちに詳述するとして、まず、この挽歌における作者人麿の作歌上の位置がどこにあるかを確めるために、(2)と(3)及び反歌の部分を檢討することから始めていこう。

周知のように、この長歌では、舍人という言葉は一度も使用されていない。しかし、(2)の「つかはしし御門の人」が、反歌に「行方を知らに舍人は惑ふ」とある、その「舍人」に對應する詞句であることは明白で、内容からみて、「つかはしし御門の人も」以下の傍線部は、高市皇子の殯宮に勤仕する舍人の行動と心情を描寫した部分とみなされる。それなら、人麿は、この部分を、如何なる立場から如何なる態度で歌いあげたのであろうか。

(2)の冒頭の「やすみししわが大王」については、持統天皇説・高市皇子説が對立しているが、この「大王」は、すぐあとに「天の下申し賜へば」とある「申し賜へば」の主格とみなすのが妥當であろう。一方、古事記應神の條には、

大雀命は食國の政執り以ちてまを（白）し賜へ。宇遲能和紀郎子は天津日繼知らせ。

とあり、これによれば「まをす」は天皇を補佐する意なること明白であるから、主格の「やすみししわが大王」は、伊藤博氏が詳細にわたつて論じているごとく、持統四年（六九〇）七月以降太政大臣の職にあつた高市皇子をさすものと考えて誤りあるまい。[註①]

ところで、その高市皇子が太政大臣として天の下の政治を補佐することを、「萬代に然もあらむと」期待しているところの主體、またしたがつて、皇子の死を激しく悼まずにおれないところの主體が、作者人麿じしんであることは、改めていうまでもない。しかし、反面、人麿が、長歌全體の三分の二にも及ぶ(1)の部分で、古代律令國家が、その確立の過程で通過を餘儀なくされたところの壬申の亂の叙述に、異様な情熱をこめているのによると、高市皇子を哀惜する心情のうちには、たんに作者個人の感懐だけでなく、古代國家創建の立役者の一人である皇子の死に、あつい哀悼をささげずにおれなかつた、白鳳の宮廷人全般の心情があわせこめられていたと考えざるをえないのである。そのことは、同じ人麿が、草壁（日並）皇子の死に際してささげた挽歌に最も端的にあらわれている。すなわち人麿は、日並挽歌の冒頭で、天地開闢以來天武天皇の死去にいたるまでの、天皇家のつくりあげられた歴史を神話的な發想で叙述したあと、日並皇子の皇位繼承の問題に觸れて、

わが大王　皇子の命の　天の下　知ろしめしせば　春花の　貴からむと　望月の　滿はしけむと　天の下　四方の人の　大船の　思ひ憑みて　天つ水　仰ぎて待つに　云々　（一六七）

と述べているが、これによると、皇子の即位を「天つ水仰ぐ」が如く待望していたのは、たんに作者だけでなく、廣く「天の下四方の人」――具體的には白鳳の宮廷集團全般の人々だつた。人麿は、そうした宮廷集團の人々の期待が、時ならぬ皇子の死によつて裏切られたことの悲しみを、自己の主體的な感懷に即して、儀禮の場にふさわしい格調で歌いあげたのである。

もつとも、ここでいう宮廷集團とは、單純素朴な意味での宮廷人たちの集合體をいうのではなく、天皇を頂點とした支配機構としての政治組織をさしている。人麿が、天皇に支配領導される宮廷集團の志向ないし雰圍氣と、如何に密着した狀態において公式儀禮歌を制作しているかは、彼の作品に接するものの容易に理解しうるところであるが、このような人麿の文學發想の基盤は、宮廷集團の一部分にしか過ぎない舍人集團の意識と必ずしも一致しないのである。事實、高市挽歌をささえる宮廷集團的な基盤と、皇子の舍人を中心とした「つかはしし御門の人」とは、作者の意識の内部で、必ずしも一體化した關係にたつていない。いま、こころみに、(2)の冒頭の必要部分の文脈をたどつてみると、それは、「やすみししわが大王」が「天の下（の政治を太政大臣として）申し賜へば萬代に然もあらむと（宮廷集團の人々が期待し）木綿花の（榮ゆる如く）榮ゆる時に（皇子がお亡くなりになつたので）わが大王皇子の御門を（殯宮の）神宮に裝ひまつりて（そこでは今まで）つかはしし御門の人も白妙の麻衣（を）著」て日夜奉仕に勤しんでいる、というふうになつている。これによると、高市皇子の執政を「萬代に然もあらむと」期待している主體いいかえれば宮廷集團の人々と、「つかはしし御門の人」すなわち皇子の舍人たちとは、明らかにその立場を異にしているのであつて、前者は後者を包攝し、かつそれを對象的に眺める、より高い立場にたつているのである。換言すれば、兩者は、眺める主體と眺められる對象という全く對蹠的な關係にたつているのであつて、人麿は、まさに前者の立場から皇子の舍人たちの把握をこころみているのにほかならない。「つかはしし御門の人も」という三人稱的な發想は、作者の視點が、舍人集團の外にあることを最も有力に示すもので、それにひきつづく舍人たちの行動が、「白妙の麻衣著（中略）鹿じものい匍ひ伏しつつ　ぬばたまの夕に至れば大殿をふり放け見つつ　鶉なすい匍ひもとほり　云々」と、客觀描寫の手法をもつて描かれているのは、決して偶然ではないのである。その意味で、「つかはしし御門の人」を描いている傍線の部分は、人麿の舍人としての積極的な自己主張を含むものでも、また、

この挽歌の主要部分を形成するものでもない。

もつとも、それでは人麿が、この傍線部で、舎人たちをたんに客觀的視覺的にとらえたにとどまつているかというと、必ずしもそうは斷言できない面がある。確かに、人麿は、舎人たちの殯宮における行動を、宮廷集團の立場をふまえて、客觀的にとらえようとした。しかし、それにもかかわらず、ひとたび彼らの行動をささえる内面の描寫にいたると、人麿の叙述はすこぶる熱氣を帶びてくるのであつて、「い匍ひもとほり　侍へど侍ひ得ねば　春鳥のさまよひぬれば　嘆もいまだ過ぎぬに　憶もいまだ盡きねば」と、舎人の悲歎とも自らの哀傷とも區別し難い感動が、一語一語力強く盛り上つてくるのを否定するわけにいかない。とりわけ、人麿特有の、一氣に流動する連續句法からみて、異様なほど咄々としたこの部分の語りくちには、悲痛の餘り言葉の閉塞する趣きさえ感得できるのであつて、ここに、のちに述べるような、人麿の舎人集團に對する獨自の姿勢がよみとられるのである。

かくて、(2)の傍線部は、構文的には、高市皇子が城上の宮に「神ながら鎭り」ますところで完結するのであるが、この後半の部分で昂揚された感動は、長歌全體のしめくくりをなす(3)の抒情部分にまでひきつがれていくことになる。いま詳細に觸れるゆとりはないけれど、この(3)の部分で、人麿は、自己の抱懷する悲痛の情を、如何にして「わが大王の天の下甲し賜へば萬代に然もあらむ」と期待している宮廷集團の人々の感情と合一させ、それに最高の文學的表現を與えるかについて、全精力をふりしぼつていたのである。天武天皇の命令を體し、壬申の亂を果敢にたたかうことによつて、古代律令國家發展の基礎を確立し、かつ、持統朝の繁榮に偉大な寄與をもたらしたところの高市皇子が、當時、支配者の側に屬する人々によつて、どれほど強い仰慕の念を寄せられていたかは、想像に難くない。皇子が生前起居していた香具山の宮を、「天の如ふり放け見つつかけて偲」ぼうとしていたのは、たんに皇子の舎人のみならず、それを含めて、より廣汎な宮廷集團全般の人々にほかならなかつた。

このように考えてくると、眞淵以來、人麿舎人説の重要な根據になつていたところの反歌、

埴安の池の堤のこもりぬの行方を知らに舎人は惑ふ　（二〇一）

は、作者が、舎人集團の意識を自らのものとして描いたものとはとうていみなされない。それはむしろ、天皇を頂點とした、宮廷集團というより高い視點から描かれたところの舎人にほかならず、彼らの昏迷をとりあげることで、宮廷全般にみなぎる悲痛な雰圍氣を、象徴的に歌いあげようとしたまでである。齋藤茂吉氏が、「人麿は大舎人だつたと想像する（考）なら、自分のことを歌つたとも見えるが、もつと客觀的に舎人等のことを歌つてゐるやうに思へる。

『ゆくへを知らに舍人はまどふ』の聲調は、主觀の淫傷がなくて却つてその趣きを得て居り、寧ろ莊重と謂つていい」と述べているのは、決して偶然ではないのである。[註②]

註①　伊藤博「人麿の表現と史實」（「萬葉」第23號）

註②　齋藤茂吉著「柿本人麻呂」評釋篇・上

三

かくて、人麿は、持統朝で、高市・草壁兩皇子らに直接勤仕した舍人とはとうてい考え得られず、高木氏的な意味あいでの人麿舍人説は、この際否定されなければならないのである。しかしながら、それでは人麿は、舍人という身分と全く無關係に彼の文學を創出したかというと、決してそうではない。さきに私は、高市挽歌に即して、人麿が、當初、宮廷集團というより高い立場から、舍人たちの行動を第三者的に描寫しているにもかかわらず、ひとたび彼らの心情に觸れるや、自らのものとも舍人のものとも區別し難い痛哭の情を、きわめて切迫した調子で主情的に歌いあげている事實を指摘しておいた。このことは、人麿が、舍人を超えた宮廷集團というより、高い立場にたちながら、しかもその内面に、舍人たちの悲哀に敏感に反應せざるをえない何ものかをもつていたことをものがたるものと考えられる。それは一體何であろうか。

かつて私は、人麿が、持統三年（六八九）四月の日並皇子の殯宮儀禮に、突如として古事記神話的な長大な挽歌をもつて出現するにいたつた事情を檢討し、人麿がすでに天武宮廷に何らかのかたちで出仕していて、とくに二年三ケ月に及んだ天武大葬には、のちの公式挽歌の形成に深くかかわるしかたで、きわめて主體的に參加していたことを論證した。[註①] また、それにひきつづくごく最近の論考で、私は、人麿歌集の略體歌の問題に觸れ、略體歌は、一見すぐれて民謠的であるにもかかわらず、實際には、民謠と次元を異にする獨特な創作歌にほかならないことを指摘し、このような性格の創作歌を人麿が採録したことの背後には、天武三年（六七五）二月の詔勅によつて大量の民謠が貢上されつつあつた天武朝の宮廷的現實が、強く考慮されなければならない旨述べておいた。[註②] 當時、淨見原朝廷に貢上されつつあつた諸國の民謠は、壬申の亂以後の昂揚した雰圍氣の中で、宮廷人たちに強い刺戟をもたらし、創作意欲をかきたてて、宮廷や日常生活の中で多くの歌を詠出させる根源的な力になつたと考えられるが、とくにそれらは、民謠獨特の性格からみて、相聞發想の上に豊かな素材を提供することとなり、上向期の宮廷社會に多彩なにぎわいをもらした。人麿歌集の略體歌は、かかる狀況のもとで、宮廷人相互が、きわめて多様に創出した相聞歌の類を、ほかならぬ人麿が、みずから採録をこころみることで、結集の最初の踏み

だしがもたれたのである。

ところで、一方、記序によると、略體歌が結集されつつあつた同じ時期に、猨女の血脈につらなり、古詞誦習の風に長じた舍人稗田阿禮が、天武天皇の命によつて、律令的な觀點から、前代的な傳承詞章を整理統一しつつあつたのである。當時、天武側近には、傑出した舍人が數多く出仕していた。それは壬申の亂で、舍人たちのすぐれた活躍を眼前にした天皇が、即位の年、貴族の子弟の宮仕は大舍人より始めさせる旨布告したことによるのであるが、彼らを常時側近に侍せしめて、直接才能を簡試し、人材に應じて適宜官職に當てようとする方法は、律令官人制を、より強固なものにしようとする意圖に根ざしてのこころみと考えざるをえない。十餘年の治世を通じ、一人の大臣をも置かず、「現人神」として、もつぱら專制國家の完成に盡力した天皇天武の治績からみて、このことは容易に理解がつくと思う。したがつて、當時の舍人は、雜仕をこととした後代のそれと異り、天武天朝の現實的要請にそつて、さまざまな才能をもつものが出仕していた。舍人稗田阿禮もその一員にほかならない。柿本氏が、古歌謠の傳承に深い關係のある家柄であることは、既に指摘されているところだが、[註③] 人麿の宮仕したことの背後には、稗田阿禮の場合と同樣、その家柄にまつわる、長い傳統につちかわれた歌才が大きく評價され、時の宮廷に迎えいれられていたのでなかつたか。人麿の文學を特徴づける公式儀禮歌の發想や内容が、阿禮誦するところの古事記的歴史體系と著しい類似性を示しているばかりか、人麿歌集結集の最初の踏みだしと阿禮の誦習の時期とが大幅に重りあつている以上、ここから天武朝における兩者の職掌的類似性を構想することは、決して不當ではあるまい。天武朝での人麿は、古代律令國家の儀式典禮の整備擴充をこととする大舍人という身分において、諸國の民謠や諸氏傳來の歌謠、あるいは宮廷集團の人々相互の贈答歌などに觸れ、そこから後の彼の文學に開花する創造的なエネルギーをくみあげつつあつたのである。私は、人麿と阿禮は、のちに大寶の制で治部省というかたちで制度化していく、典禮に關する部局の、一部の職を、制度の固定化する以前の天武朝において、それぞれ大舍人という身分で分掌していたのではないかと推定しており、そのことについては別に詳論する豫定であるが、何れにせよ、天武朝における舍人の性格は、高木氏の主張とは全く異り、官僚としてのそれであることを、この際強く指摘しておきたい。

人麿が、高市・草壁（日並）兩皇子らの舍人とは考え得られないにもかかわらず、その内面に、皇子の舍人たちの悲哀に感應せざるをえない何ものかをもつていたことは、先に指摘したところである。このことの背後には、人麿が、天武側近に侍した大舍人の一員で、とくに二年三ケ月に及んだかの天武大葬において、舍人として

の悲哀と昏迷を、ひと一倍深刻に體驗せざるをえなかつたという、まぎれもない事實の横たわつていたことを見落すべきではない。それが、のちに二皇子の死に際して、宮廷歌人としての立場から挽歌を制作するに當り、皇子の舍人たちの悲哀を、他人事として看過し難いものにした最大の要因であつた。

註①　拙稿「古事記成書化の基礎」（北山・吉永編「日本古代の政治と文學」所收）

註②　拙稿「柿本人麿研究における略體歌の位置」（『文學』昭和38年5月號）

註③　武田祐吉著「國文學研究―柿本人麻呂攷」

四

西郷信綱氏は、冒頭に記した高木氏の所論をふまえ、それを敷衍するしかたで、「私は決して、もし壬申の亂が經驗されなかつたとしたら、『齊ふる鼓の音は　雷の聲と聞くまで　吹き響せる小角の音も　敵見たる虎か吼ゆると』云々の稀に見る壯大な叙事詩的詞句はついに歌われずに終つただろう、というような單純な因果律を強調しようとしているのではない。重要なのは、この一篇の作品のなかに日本の古代文學における叙事詩的な斷片の最後の殘映が輝やいたこと」であると、壬申の亂の叙述に關連して、人麿文學における叙事詩的なものの殘存を強調している。[註①] 果して、高市挽歌に、氏のいうごとき叙事詩的なものの殘映が認められるであろうか。そのことを解明するためには、長歌の(1)の部分を問題にしなければならない。

この部分で最も注目すべきは、天武天皇ないし高市皇子のとりあげかたと、それに關連した壬申の亂の叙述のしかたである。いま、その點を檢討することとして、まず、最初の三六句（枠の「皇子ながら任け賜へば」まで）には、生前の天武天皇の壬申の亂における活躍が、高市皇子に東國の軍勢の指揮權を賦與したこととのつながりで述べてある。ところで問題は、殘りの五四句だ。この部分は天武天皇が高市皇子に指揮權をゆだねたことをあらわす「皇子ながら任け賜へば」のあとを承けて、皇子の動亂における功業を叙そうとしている部分で、文脈も、「大御身に太刀取り帯ばし　大御手に弓取り持たし　御軍士を率ひ賜ひ」と、その功績を述べる方向で展開しようとしている。これは、歌じたいが、高市皇子にたいする挽歌である以上、きわめて當然のなりゆきといわねばならない。しかしこのあとをうけた壬申の亂の叙述は、高市皇子の動亂における行動を具體的に形象化する方向をとらず、むしろ皇子から遊離したかたちで、「齊ふる鼓の音は　雷の聲と聞くまで　吹き響むる小角の音も敵見たる虎か吼ゆると　諸人のおびゆるまでに」云々と、きわめて一

般的な叙述に墮してしまつている。いやそればかりではない。吉永登氏の指摘しているごとく、動亂に關する叙述の最後の部分では、「定めてし瑞穗の國を　神ながら太敷きまして」と、ふたたび天武天皇をひきあいにだし、壬申の亂の勝利を、終始、天武天皇そのものの功業として謳歌しているのである。[註②] これを極言すると、(1)の叙述をとおして、高市皇子に言及しているのは、皇子の動亂における活躍が、ほかならぬ天武天皇の命令にもとづくものであることをあらわした、「ちはやぶる人を和せと　服従はぬ國を治めと　皇子ながら任け賜へば　大御身に太刀取り帯ばし　大御手に弓取り持たし　御軍士を率ひ賜ひ」とあるごく僅かな部分にしか過ぎないのであつて、それを含めての(1)の叙述の總ては、天武天皇の功業を讃美し印象づけるために歌われているといつても決して過言ではないのである。

元來、この挽歌の對象は、壬申の亂を天皇天武と共にたたかい、勝利を決定的ならしめた高市皇子である。その限りにおいて、天武天皇の事蹟がよみこまれているのは、むしろ當然のことといわなければならない。しかしながら、萬葉集最大といわれる高市挽歌一四九句中、純粹に高市皇子について述べた部分は、(2)(3)の五九句（全體の四〇％）にしか過ぎず、殘り九〇句（全體の六〇％）までが、天武天皇の功業の讃美とその印象づけにほかならないということになると、吉永氏の指摘しているごとく、問題は決して單純ではない。[註③] このような高市挽歌の構成は、一體何に由來するのであろうか。

周知のように、高市皇子は、天武天皇と胷形君徳善の女尼子娘との間に生れた皇子で、草壁皇太子の死後、持統四年（六九〇）七月、持統天皇によつて太政大臣に任ぜられた。書紀・萬葉集では、草壁・高市兩皇子のみが「皇子尊」と記されている。このことから、高市皇子も草壁皇子同様皇太子であつたのではないかとする見解が、かなり廣汎に支持されているけれど、挽歌の内容からみて、むろんそれは否定されるべきだろう。すでにいわれているように、天武朝から持統朝初期へかけての宮廷では、天皇はじめ宮人貴族のあいだで、天武・持統を中心とする皇統の連續が強く構想されていた。[註④] 持統朝では、その上、天皇のかたわらに、幼少ながら、草壁皇子の遺児輕皇子（文武）が存在していたのであるから、あえて高市皇子を皇太子に立てる餘地は、きわめて少なかつたものと考えられる。事實、草壁（日並）皇子にたいする挽歌では、「わが大王皇子の命の天の下知らしめしせば　春花の貴からむと」と、皇位繼承のことが明確にうちだされているのにたいし、高市挽歌では、「やすみししわが大王の　天の下申し賜へば　萬代に然もあらむと」と、太政大臣として天皇を補佐していくことへの期待は歌われていても、皇位繼承に全く觸れることのないのは、高市皇子が皇太子でなかつたこと

の端的なあらわれと見なせよう。それにもかかわらず、「皇子尊」と稱されているのは、太政大臣就任以後、藤原京の造營をはじめとする一切の政治が、皇子を中心とする官人貴族たちの手によつて強力に推進されていく過程で、その手腕に對する聲望と信頼が急速に昂り、それを天皇じしん看過できなくなつたばかりか、次期の皇位繼承者として認めざるをえない權威と雰圍氣がおのずから醸成され、現實にそうした處遇がとられつつあつた事情をものがたるものではなかつたか。事實、懐風藻には、持統十年（六九六）七月の高市皇子死後の情勢について、

高市皇子の薨じて後、皇太后（持統）王公卿士を禁中に引きて、日嗣を立てむことを謀る。時に群臣各私好を挾んで衆議紛紜たり。王子（葛野）進み奏して曰く、我が國家の法たるや、神代より以來子孫相承けてもつて天位を襲ぐ。もし兄弟相及ぼさば則ち亂これより興らむ。仰いで天心を論ずるに、誰か能く敢て測らむ。然れども人事を以て之を推さば聖嗣自然に定れり。この外、誰か敢て間然せむや。弓削皇子座にありて、言ふことあらむと欲す。王子之を叱して乃ち止む。（後略）

と記してある。高市皇子の死後、皇嗣問題において「群臣各私好を挾んで衆議紛紜」たるものがあつたのは、太政大臣としての皇子の執政がもたらした時代の繁榮の中で、次期の皇位繼承者高市のイメージが明確化するにつれ、持統朝初期の宮廷で堅持されていた天武・持統の皇統の連續という構想が、「王公卿士」のあいだで實質的に崩壞に瀕していたことを示すものといわなければならない。高市皇子の死は、嫡孫輕皇子の皇位繼承という、持統天皇の一貫した決意にもかかわらず、皇嗣問題を全く白紙狀態に還元する結果となり、ために衆議は紛紜たることをまぬがれることができなかつたのである。いわんや、當時の宮廷では、亡き皇子の異腹の兄弟は、それぞれ背後の勢力にささえられながら、皇嗣問題の行く方を見まもつていた。事態は、いよいよ複雜といわざるをえない。いま詳細に觸れるゆとりはないけれど、葛野王の「我が國家の法たるや神代より以來子孫相承けてもつて天位を襲ぐ。もし兄弟相及ぼさば則ち亂これより興らむ」という發言が、このような事態を持統天皇の望む方向で打開する上に、極めて有効な役割を果したことは否定できない事實であろう。輕皇子の立太子はかくの如き困難な情勢の中で實現され、高市皇子の死んだ翌年、持統十一年（六九七）二月に、宮中で立太子の儀式が執り行われた。そして、私たちの見落してならないのは、皇嗣問題が衆議紛紜たる中で決せられて以後、立太子の儀式が執り行われるにいたる期間こそ、それに並行して、高市皇子の殯宮儀禮のおこなわれていた時期にほかならなかつた、という事實である。人麿の高市挽歌は、まさにこうした條件とのつながりで

理解されねばならない側面がある。

すでに私は、高市皇子が、持統天皇の思惑にもかかわらず、太政大臣としての執政の過程で、宮廷集團の人々の厚い聲望を獲得し、次期の皇位繼承者としての地歩を着々と築きあげつつあつた旨、指摘しておいた。人麿の高市挽歌にうかがわれる盛大な殯宮儀禮のあり方は、宮廷官人全般の信頼の念に裏づけられたそのような皇子の地位に呼應するものと考えて誤りあるまい。しかしながら、高市皇子死後における輕皇子擁立の困難な事情に徴すれば明らかなように、高市皇子に對する宮廷官人の敬慕が厚ければ厚いだけ、その功業を手放しで讃美することの許されなくなるのは當然のなりゆきであろう。人麿が、この挽歌で、壬申の亂における高市皇子の功績が天武天皇の命令によるものにしか過ぎず、勝利の榮冠はあくまで天皇に歸するものであることを強調しようとしているのも、あるいは又、高市皇子に對する期待が、あくまで太政大臣として天皇を補佐することにあり、皇位繼承者としてのそれではないことを印象づけようとしているのも、決して偶然ではないのである。その點、人麿のこの挽歌は、宮廷集團の感情を、さらに持統天皇の志向する方向で、文學的に統一づけることを目的とした、すぐれて政治的な發想に根ざす殯宮儀禮歌にほかならなかつた。全篇一四九句にも及ぶ高市挽歌で、ほとんど六〇%をしめる九〇句までが、天武天皇の功績をたたえる壬申の亂の叙述に終始してしまつているという不自然さも、かく解することによつて、はじめてその理由が明確になるのである。

このように考えると、高市挽歌における壬申の亂は、亂そのものを、その内面から、いわば叙事詩的に描くことを目的としてとりあげているのではなく、むしろ、天武天皇の偉大さをものがたるための、たんなる政治目的の手段として叙述されているに過ぎない。したがつて、專制君主たる天武天皇およびその代理者として現われているこの挽歌の主人公高市皇子が、具體的な人間性を欠く抽象的な人格としてあらわれざるをえないのは、當然のなりゆきであろう。高木氏の言説をふまえて、西郷氏は、壬申の亂のたたかいを描いた部分に叙事詩的殘映をみとめ、それをきわめて高く評價している。しかしながら、挽歌そのものの性格と構成からみて、この歌における壬申の亂の叙述は、古代律令國家の建設者天武天皇の偉大な功業と、それにもとづく天武・持統の皇統の永續性を印象づけることを主要な目的として描かれているのであるから、そうした目的からいえば、ここでは、一つの集團と他の集團との緊張にみちた戰鬪が、戰鬪じたいとして叙事詩的にものがたられる必要はいささかもなく、あくまでも、天武天皇の側を中心とした、一方的な戰鬪の經過と勝利が歌われればそれで充分なのである。その意味で、西郷氏の

いう叙事詩的なものの殘映など、いささかも認められない、というのが偽わりのない現實なのである。事實、私たちは、「齊ふる鼓の音は　雷の聲と聞くまで　吹き響むる小角の音も　敵みたる虎か吼ゆると」という平板な叙述のどこに、叙事詩的なものの殘映をみとめることができるであろうか。この歌における壬申の亂の位置が、政治目的にたいする手段もしくは素材にしか過ぎない以上、叙事詩の重要な要素である、集團相互の葛藤や、そこに根ざす人間性の輝きなどが、第二義的なものにならざるをえないのは、當然のなりゆきであろう。人麿の挽歌で、壬申の亂の經過が、さまざまな工夫をもつて描かれているにもかかわらず、それが一向に躍動してこないのは、まさにこのことに原因があつたのである。

以上、高市挽歌が、古代律令國家の宮廷的現實に密着してうみだされていることを論證した。同様のことは、彼が天皇・皇族らの羇旅や狩獵に際して献つた従駕の歌についても、例外なく指摘しうることがらなのである。それにもかかわらず、高木氏が、これら公式儀禮歌の理解にあたつて、不當に前代的なものを導入し、人麿文學のもつ階級性を曖昧化しているのは、壬申の動亂の性格把握について、大きな誤解をおかしたことによるものと解するほかない。そして、そのように誤認された壬申の亂を、亂後十數年を經過した持統朝での人麿の文學に直接關連づけ、そこに叙事詩の殘映を見いだそうとしたところに、冒頭に指摘した、「彼等（舍人）が亂の功臣として相前後して亡くなつて行く時期が、一方で同じ舍人の人麿が宮廷に仕えて彼の文學を養い育てていた時代だつた」などという、曖昧かつ空虚な繼承論の展開されざるをえない根據があつたのではないだろうか。私は、人麿を壬申の亂に直接結びつけ、そこから主觀的に作品を理解するより、むしろ、亂後の天武・持統朝の政治・文運の中で、作品に即して具體的に彼の文學を理解することの方が一層重要で、とくに天武殯宮のもつ文學史的意義は、壬申の亂の場合より、より直接かつ重要なものがあると考えるものであるが、その點についての詳細は、近く發表する論文にゆだねたいと思う。

註①　西郷信綱「柿本人麿」（岩波講座「日本文學史」第一巻所収）

註②　吉永登「人麻呂の献呈挽歌」（北山・吉永編「日本古代の政治と文學」所收）

註③　吉永登、前掲論文

註④　北山茂夫「持統天皇論」（「日本古代政治史の研究」所收）

――愛知學藝大學助教授――

（一九六四、一、三一）

音訓兩用の假名について

稲岡耕二

一

萬葉集に見られる用字から、當時の人々の表記意識を探ることはたしかに難かしい。一概に正訓字と言つて見ても、その決定そのものが相當難かしい問題を孕んでいるし（池上禎造氏『萬葉』34號など參照ありたい。）、義訓・借訓などと呼ばれているものについても複雑な要素が絡み合つて、なかなか統一的な性格を引き出すことが容易でない。これらについては、橋本四郎氏の勞作によつて（「訓假名をめぐつて」『萬葉』33號所收。）、その概要を知りうるし、また多くの示唆を與えられるであろう。混沌とした用字の實態から、整一に近いものを探り出す努力が、さらに多くの人々によつて行なわれることの期待される所以でもある。

本稿はそうした目標には程遠いけれども、書記者の字母の選擇や字音あるいは字訓の採用に關連して、音訓兩用假名における當時の人々の意識の一端でも探ればと願うものである。従つて、橋本氏が當時の文字の用法をAからGまで七種に分類された中の

Ⓕ訓假名と音假名として

Ⓖ正訓字と訓假名と音假名として

の二類に該當するような文字をこでは扱うことになる。

この問題についても、結果としての萬葉集における表記の實狀については、ある程度氏によつて豫備知識を與えられてある。兩用假名の、音假名としての頻度が高ければ、訓假名としての頻度は一般に低いということ、逆に訓假名としての頻度の高いものは、音假名頻度が一般に低いということなどもその一つである、そして、例外的なものに關しては、個人的傾向の分析という見通しをも一應示されてある。

ただ、私が先ずここで問題としたいのは、そうした結果としてのあり方そのものよりも、多分に、萬葉集書記者の書記行爲以前の意識に關わるところのものをも含むであろう。すなわち既得の知識と

文字＼資料	余		射		得		寸		異		毛		粉		羅		僧	
	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音
推古		○									○					○		
養・太				○		トコ					○	○				○		
記		○					○				○	○				○		
紀		○				○	○			○	○	○				○		
風			○	○	○		○				○	○				○		

文字＼資料	價		羽		日		負		部		太		三		目		八	
	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音
推古									○				○					
養・太			○		○				○			○	○		○		○	
記			○		○				○	○		○	○		○		○	
紀			○	○	○				○			○	○		○		○	○
風			○		○				○		○	○	○		○		○	○

しての兩用假名が如何にあつたかということ、山田俊雄氏の用いられた比喩（「萬葉集文字論序説」萬葉集大成6所収。）を借りれば、書記者にとつてランダ的なものとしての兩用假名とでも言うべきものを、先ず考えてみようと思うのである。もちろん、ランダ的なものと、パロール的なものとの相關において、始めて兩用假名使用の實態と性格が明らかにされるであろう。

澤瀉博士も指摘され（注釋）、橋本氏も再三説かれているように、當時の人々が、字音と字訓とに對して、相當細かい神經を働らかせていたことは疑いないものと思われる。そうした中で、音訓兩用の假名が如何に意識され、また使用されたかということに深い興味が寄せられるのである。

二

上に掲げるのは、現存文献における音訓兩用假名の現われ方を音訓別に示したものである。集中の主要な兩用假名は收め得たと思うが、大要は、山田孝雄博士の國語史文字編および大野透氏の萬葉假名の研究により、それに若干手を加えたものである。細部についてはいろいろ問題もあるかと思うが、萬葉集中音假名訓假名の双方にわたつて使用せられた假名の、現存上代文献における使用の概略を知るのに便利であろうかと思う。兩用假名の音と訓とが萬葉集以外

丹		利		戸		而		田		其		衣		酢		爲	
訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音
			○					○									
○			○	法	○			○			○		○				○
○		○	○	○	○			○			○	○		○			
○	○			○	○		○	○				○		○		○	○
○			○	○	○			○						○			○

麻		尾		男		等		四		世		代		夜		吉	
訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音	訓	音
	○	○					○						○		○		○
○	○	○		○			○			○	○		○		○	○	○
○	○	○		○			○			○	○				○		○
○	○	○		○			○		○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○			○		○	○	○			○	○	○	○

備考：戸の訓假名欄「法」は法王帝説

においてどのように利用されたかを知ることは、萬葉集の表記者にとつての、素材としての文字の静的な屬性を把握するのに都合がよい。いわば、萬葉集の表記者の位置に幾分でもわれわれを近づけるための道の一つでもあろうと思う。

右の表によつて、兩用假名音訓の、各文献における現われ方を比較して見ると、

〔甲〕著しい差の見られるもの

音假名用例が訓假名としての用例よりも壓倒的に多くの文献に見られるもの

㋺訓假名用例が音假名としての用例よりも壓倒的に多くの文献に見られるもの

〔乙〕それ程顯著な差の見られないもの

㋩どちらも多くの文献に見られるもの

㋥どちらも少數の文献にしか見られないもの

の四類を指摘しうるであろう。各文献内での使用頻度は、しばらく問わないこととする。ただ使用されたか否かという事のみを確かめておきたい。従つて、甲に屬するものは、文献上の廣がりの差が甚しいものと理解してよい。乙は反對に、その廣がりの差が小さいものと言える。

さて、廣がりの差の甚しいものとして、どの程度までを認めれば

よいかも問題であるが、今、欄數の過半三を限度として甲に屬するものを抜けば

甲の㋑　余・羅・利・太・夜・等

甲の㋺　寸・酢・田・丹・羽・日・部・三・目・男・尾

などとなろうか。こうした場合、5—0とか4—0とか差の甚しいもの程有意であろうが、3—0（余・寸など）も認め、それに伴つて、利・丹（4と1）・夜（5と2）の場合をも加えたのである。

ともあれ、右にあげたものは、現存の主要文献に見る廣がりの差が甚しいものとして認めてよかろう。

その他を乙とするが、㋩としては、毛・戸・吉・世・麻があげられよう。

表を作成した意圖から言つて甲に屬するものに主な意味があることは言うまでもない。

前述の通り、右は、萬葉集書記者の、既得の知識としての兩用假名の音訓に關わるであろう。ということは、一律に兩用假名とは言つても、書記以前の意識において、既に音訓間に開きがあつたろうことを豫想せしめる。そのような兩用假名の音訓を選擇することによつて、いはばパロール的に展開されたものが、集の表記と言うこともできよう。

しかし、單に右の結果のみでは、未だ確かなことは言えない。

橋本氏も集内における兩用假名音訓の頻度差を調査されているので（前掲稿11ペ）、私も同様に、これを檢討し、先の結果とつき合わせて考えて見たい。

結論から記すならば、甲として先に掲げた㋑㋺の文字の集内における音訓頻度の差は、それぞれの文献上の廣がりの差と比例しているということができる。すなわち、㋑は集内においても音假名の用例が壓倒的に多く、㋺はその反對に訓假名が壓倒的である。これは偶然ではないだろうと思う。

一例をあげるならば、利や羽を「リ」「ウ」の假名として表記者が意識する度合いと、「と」「は」の假名として意識する度合いとは、そこに輕重があつて、それが、この兩用假名の集内における使用頻度の差をもたらしているのだと、結果的には言つてよかろうかと思うのである。兩用假名とは言つても、音と訓とに何らの差もなく、恰も二個のボールから一個を選ぶような工合に、音假名訓假名を選擇したわけではなかろう。讀者にも通じた、既得の知識がそこにあつて、音假名なり訓假名なりへの傾斜が豫め諒解されていたのではなかろうかと思うのである。その傾斜を規制している中心は、それぞれの兩用假名の歴史そのものであつたと解することも許されよう。これはむしろ當然のことなのではあるまいか。

音訓混用もしくは交用の表記と呼ばれるものがあつて、巻頭の歌

にもそれが見られるが、「師吉名倍」の名など、その外にも集内に既に豫め傾きがあつたのであろう混用例が比較的に多いのは、語義とか字義とか文字の位置とかに關あるが、集内の頻度と、先の表にわるところもあろうが、ひとつには、名が訓専用の文字で、訓讀の行しているとは言い難い文字につ誤りが殆んど考えられないという、作者の個を離れたところにも由来するのではなかろうか。同様に、見・三・田・寸などに無秩序と思われる混用例が多いのも、見は訓讀専用、三・田・寸が先に甲の㋑㋺として抜き出した假名は問題のない㋺とした兩用假名であることと關連するであろう。その他「多日夜取」とか「丹保布」のように字義を生かして表記することを可能ならしめたのも、訓讀の誤まりの危險性が少いからこそではなかつたかということが、重視されても良いと思う。萬葉集中の頻度において、それ程音訓間に差の見られない射・爲などが、孤立して異種の假名にのみ挾まれた例を見せていないのは、意識内における傾斜のゆるやかさを裏書きするものと思う。

音訓混用と、この兩用假名との關係などについては、また別稿に詳細を譲るとして、いまはごく基本的なあり方として右のことを付け加えるにとどめよう。

三

萬葉集以外の、主要な上代文献に見る兩用假名の音訓の廣がり工合と、集内における同じ假名の音訓頻度の差が、ほぼ重なり合うものについて、表記者の知識として既に豫め傾きがあつたのであろうと思われることを記して來たのであるが、集内の頻度と、先の表に示された傾向とが、必らずしも平行しているとは言い難い文字について二、三記しておきたいと思う。

先にも述べた通り、甲の㋑㋺として抜き出した假名は問題のないものと思われるのであるが、ただ等について一言觸れておきたい。等はト乙の音假名として推古期遺文にも見られ、音假名として意識された度合いは、訓假名「ら」としてのそれを遙かに凌ぐものと思われる。等は訓假名としては、萬葉集以外には見られない。

訓假名等の用例は、他の文字と比して必らずしも極少とは言い難いかも知れない。児等、子等、嬬等などの等は單なる訓假名とは見なされぬと思うので、これらを除くと二十數例が殘る。しかし、一方音假名の用例はと言えば、周知のように、これは極めて多數であつて、その一部、助詞トの用例のみを以てしても訓假名用例の十數倍に達する。こうした頻度の差は、先の文献上の廣がりの差と照らして、必らずしも例外的に扱う必要はあるまいと思うことを念のために申し添える。

橋本氏が、集内の頻度から言つて、兩用假名の一般的傾向をはずれるものとされた文字には、この外に爲・射がある。

先の表によつても知られるように、爲は他文献では爲[*]の用例が多

いものであるが、集中の頻度。確はそれに應じては居ないるでかに、例外と言うに價すあろう。若しも爲の音訓間に多少なりと差が意識されて居たものとすると、集内の頻度はそれとどのように關わり合うものであろうか。

次に一應集中の頻度を巻別に掲げて見る。

音假名としては、巻三の一例「鹽左爲能」(三八八)と巻十六の一例「宇奈爲放尓」(三八二三)の外、すべて所謂音假名主體表記の巻に見られるもので、この二例以外は、巻内で兩假名が衝突することはないと言える。この音假名主體の巻々において、兩用假名の音訓の差が、新しい條件によつて打消される形をとるものも現れてくるであろう。「由吉帝己牟丹米」(八〇六)とか、「可尾能彌許等」(八一三)などという表記が認容されるのも、この條件を足場にしてのことである。これを細かく言えば、巻別と言うよりむしろ表記者の志向態度そのものに關わり、従つて前後の文字面と關連して來ると言うことになるであろう。ここに、既得の知識とは異なつた用字の傾向を生み出し得る原因の一つが潜んでいる。田は訓假名としての意識が恐らく音假名としてのそれを凌いでいたと思われるにも拘らず、巻二十に四例もデとして現れてくるのは、この理由によるであろうし、音假名主體の巻のみでなく、「聞戀麻田」(一九三七)とか「伊田何」(二四〇〇)とも見えるのは、上接文字の力に負う所が大きいと言わなければならない。當面の爲にもどる。

巻／假名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	計
為す	2	2	1	2		6	2	2	1	11	3	3				3			2		40
為し	1	1	2	2			1			4	5					15			1		32
為キ			1		5									12	7	1	8	3		7	44

傾向は、一般的なものとして認めてよいが、これは實際の表記に當つて、新たに加えられた制約を物語るものと思われる。従つて知識として獲得せられていたところの兩用假名の音訓の差が、新しい條件によつて打消される形をとるものも現れてくるであろう。「由吉帝己牟丹米」(八〇六)とか、「可尾能彌許等」(八一三)などという表記が認容されるのも、この條件を足場にしてのことである。これを細かく言えば、巻別と言うよりむしろ表記者の志向態度そのものに關わり、従つて前後の文字面と關連して來ると言うことになるであろう。ここに、既得の知識とは異なつた用字の傾向を生み出し得る原因の一つが潜んでいる。田は訓假名としての意識が恐らく音假名としてのそれを凌いでいたと思われるにも拘らず、巻二十に四例もデとして現れてくるのは、この理由によるであろうし、音假名主體の巻のみでなく、「聞戀麻田」(一九三七)とか「伊田何」(二四〇〇)とも見えるのは、上接文字の力に負う所が大きいと言わなければならない。當面の爲にもどる。

斷つておかなければならないが、右の表中の「す」「し」計七十二の用例中には、尊敬の助動詞「す」も入れて數えてある。往來爲・苅爲・聞爲の類である。大野晋氏が説かれたように(大成第六巻)、この助動詞の語源は asu であつたかも知れないとしても、「す」を爲とする語源意識をもつて、この助動詞表記に爲の字を用いたことも考

えられる。そうするとこれは表意正訓字に近く、むしろ訓假名を離れているとも言えそうに思われる。語源意識に根ざすとも見られるこのような準正訓的用例は、集内に於て三十例を超える。従つて、これを除けば、爲の訓假名用例はほぼ半減することになる。

それに、巻十六の竹取翁歌のみに於て、爲の訓假名用例が十六も數えられることにも注意したい。この歌の表記者が、訓字をもつてすべてを記そうという特殊な意圖を持つていたと考えられ、そのためにたとえ宛て、歌中のシ・スの音のほとんどすべてに（之が一例あるのは例外）爲を宛てたと見られるからである。

右のような條件を考え合わせて、あえて推測を加えるならば、萬葉集において、それ以前の文献に比し、爲の訓假名用例が増していると見られるのは、助動詞「す」「し」に關わる語源意識に根ざす準正訓的用法の　　、恐らくはその影響による爲の多用による結果なのではなかろうか思われる。そのため、音訓兩用假名として珍らしく兩者　　が拮抗する形をとつたものと考えるのである。

兩用假名に　　る個人別の傾向というものが多く指摘しうるならば、極めて興味深いであろう。しかし、事實は、一見してそれと判る傾向を餘り指摘しえない場合が多いようである。これは、

假名／巻	二	三	四	五	六	八	九	二	三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	計
其ソ			2		1	1		11	5			1					21
其ゴ	1	2	1	7		1	1			10	10		9	5	3	17	67

むしろ當然と言わなければならないであろう。何故ならば、第一に兩用假名の音訓の一方は、極めて乏しいのが一般であるから、結果として十分検討すべき餘地が與えられていないことが多いと言わざるを得ない。第二に、これは先にも述べたように、兩用假名の音訓の選擇に關しては、表記者の個人的志向の介入する餘地が、比較的に狹められていたと考えられることなどが擧げられると思う。右の二つは、互に關連して居るものであるが、萬葉集の表記者は、いわばこうした枠の中で、彼等の「個」の表記を成したとも言えるであろう。従つて、兩用假名表記における個人的傾向を探り出すことは、他の文字の場合よりも一層困難の度が強い。例えば其をとつてみよう。其ゴ・其ソの用例は未だ多い方だからである。

上のように集内に見られるが、音訓いずれを用いるかについて、個人的な特徴をすぐに指摘することは困難である。巻三のゴの二例は、虫麿歌中のもの（三一

巻／假名	一	二	三	四	五	六	九	一〇	二	三	一四	一五	一七	一八	一九	二〇	計
射い	2		3	1		3	4	5	1	4			3	4	4		34
射ザ	1	2	2	1	11	2		1	1	1	10	18	19	6	4	7	86

九）と家持歌（四一四）、巻四のそれは、岡本天皇（四八七）、巻八のゴは、坂上郎女歌に現れる（一五六〇）。一方、訓假名「そ」としては、巻四のそれは、廣河女王歌（六九五）と童女の歌（七〇六）であり、巻八では駿河采女歌（一四二〇）に見られる。その他は、細かく擧げることは止めるが、右のようなことだけでは、恐らく確かなことは何も出て來ないものと思われる。

しかし、中には、極めて明瞭な對照を示してくれるものもある。射もその一つである。

射はザの常用假名とも言われるが（大野透氏前掲書）、大寶二年豊前國仲津郡丁里戸籍に、「妻阿射彌勝布施賣」などとあるのが古いようである。ザという濁音の頻度そのものが低いためもあろうが、射の見られる文献との廣がりの差は先の甲類にあげた各文字程著しくはない。ザとしてこの假名を意識する度合いと、「い」としてのそれとの傾きが著しくないところから、射の用例も多くなつていると見られなくはない。

音の頻度の少さが、あるいは訓假名射としての流用を多量に許容することになつたのかも知れないが、音假名主體の巻に限らず多くの巻に用例を見ること、上の如くである。一見したところ、むしろ恣意的な感じさえ抱かせるほどかと思う。

けれども、詳細にこれを見てゆくと、著しい特徴が浮んで來る。今巻九までを左に抜いてみる。

巻一　38 一云加射之（人麿）

巻二　199 和射見地名（人麿）
206 左射禮浪（東人）

巻三　252 一本伊射利（人麿）
256 一本伊射里（人麿）

巻四　721 和射（坂上郎女）

巻五　（十一例略す）

巻六　1028 牟射左妣（坂上郎女）
同注牟射左妣

巻一　9 射立爲兼（額田王）
23 射等籠地名（ある人）

巻三　322 射狹庭地名（赤人）
372 射左欲比（赤人）
393 射狹夜歴（満誓）

巻四　509 射往（丹比笠麿）

巻六　939 射去（赤人）
1047 射駒山地名（福麿集）

巻九　1751 射往（虫麿集）

必要なところのみ右に示したのであるが、上欄ザに人麿・坂上郎女の歌が多く、下欄には、赤人・虫麿・福麿など見える。これは、巻を隔てても同じ傾向を見せているので、恐らく作者その人に關わるものであろうと思う。それでは何故、このような個人による使い分けが、他の両用假名におけるよりも明瞭に現れたのかと言うことになるが、これを私は先の上代文献における音訓の廣がりの乏しさおよび、集内における頻度差のそれ程甚しくないことと關連させて次のように理解している。つまり、この射においては、他の両用假名程に、意識の傾きは著しくなかつたのであろうし、その故に、他の比較的自由な宇母選擇の場合と同様に、作者（表記者）の個が介入する餘地が殘されていたのではなかろうか、と。しかし、このような極く際立つた形をとつて現れた場合は稀であること、先に述べた通りである。

1752 射。行相（同右）
1801 射。立（福麿集）
1809 射。歸（虫麿集）

五　表記者の個人的傾向というよりも、むしろもつと廣く、年代的に

音訓両用假名について

揺れの見られる両用假名もなしとしないであろう。

両用假名衣の集内各巻における分布は次のようである。

巻／假名	衣そ	衣え
二		1
三	2	
六	2	
七	1	
九	1	
一〇	1	
一二	9	
一三	4	
一四	2	
一五		2
一六		3
一八		1
一九		1
計	22	8

先の爲・射・其などの場合よりも、巻毎の區別は更に明瞭な形をとつている。巻二の音假名例は、鎌足の歌「安見児衣。多利」（九五）の一例であるが、これを除くと、所謂音假名主體の巻には衣え が、その他には衣そ が用いられているという極めて表面的な見方もなされるであろう。しかし、それでは眞にこの両用假名使用の實態を把握したことにはなるまいと思う。

先に掲げた文献別の表においては衣え と衣そ との間に、それ程廣がりの差は認められない如くであるが、本當はもつと傾きが認められたものかも知れない。續紀文武四年六月の「衣評督（エノコホリノカミ）衣君縣（エノ）、助督衣君豆自美云云」が、文武四年の頃の表記をそのまま傳えるものとすると（大野透氏前掲書）これが現存例としては最も古いようであるが、推古期から用いられていたものと考える人もある。そうすると、先の

表中の差は廣がりこそすれ狹まることがないことは確かであろう。従つて萬葉集中の頻度が「エ」八例、「そ」二十二例というのは、文献上の廣がりとは反對の方向を示すことになる。若しも衣(エ)の歴史が既得の知識として表記者に何らかの形で働らきかけて居たはずだとすると、この集中の頻度は、更に別の條件の介入を豫想させるものであると思われる。それは、恐らく、記・紀において衣(エ)を用いて居ないことと關係を持つであろう。

衣をエにもそにも用いているのは、現存する同一文献内では、萬葉集のみであつて、記・紀には人名であるが衣(そ)はあつても衣(エ)はないようである。

一方、エに愛・依などという特殊な假名が古事記や萬葉集に用いられているという事實も無視しえないであろう。愛(エ)の現存最古例は古事記に見られるものであるところから、愛(エ)は恐らく八世紀に至つて用いられ始めたものであろうとも言われる(大野透氏前掲書)。それはともかくとしても、衣(エ)が平安時代の平假名の母胎となつたことは周知のことであり、漢字音と結びついて常用されたものであることは疑いなかろうと思う。その常用假名を避けて記・紀において愛・依などを用いたのは、簡略な衣(エ)を嫌つた技巧的表記と考えられる。そのことと萬葉集における衣(そ)の多用とが無關係とは思われないのである。

萬葉集の歌の表記が作者自身の手に成るものばかりとは限らないことは考慮するとしても、先の射の如き例もあるから、衣(そ)の用いられた歌の作者が、長屋王(三〇〇)・赤人(三一八)・金村(九三五)・虫麿(九七一)であり、それに古集とか、十・十一・十二・十三に限られているのを見ると、衣(エ)と衣(そ)の關係を次のように考えることもできると思う。すなわち萬葉集や記・紀の作者に、技巧的表記が好まれ衣(エ)にかわつて愛などが用いられたその間隙に衣(そ)が多用されたものであると。(衣の集内の用例については拙稿「巻十三表記年代考」(國語と國文學三十九年二月號)に掲げたのでここでは略す。)假名の歴史そのものの示す衣(エ)への傾きを殆んど覆えして、集内の頻度の差を逆轉せしめたものは、技巧的表記意識であろう。愛(エ)は集中では唯一例、「愛豆之可」(八〇六)があるのみなのは殘念であるが、衣の集内における現われ方および、愛・衣という假名の性格を考え合わせて、右の推定に誤りはなかろうと思うのである。

鎌足	衣(エ)	
記	愛(エ)	衣(そ)
紀	依(エ)	衣(そ)
長屋王		衣(そ)
赤人		衣(そ)
金村		衣(そ)
旅人	愛(エ)	
虫麿		衣(そ)

念の爲付加すれば、衣(エ)も衣(そ)も孤立して異種の假名中

に用いられた例はない。

右の衣（エ）・衣（そ）のように、年代によつて搖れの見られるものは、恐らく外にもあるであろうと思う。搖れの原因は必らずしも技巧的意識のみではない。個々の假名に即してとらえるべきものと思われるが、得も或いはそうした類であるかも知れない。それについてはもう少し考えたく思つているが、個人的傾向と言うより、より一層廣汎な意識上の變化としてとらえ得るものが、兩用假名の中にはあることが理解されたのではないかと思う。

六

以上、兩用假名使用に際しての、當時の表記者の意識をめぐつて、そこに投影していると認められる幾多の條件の中でも、なるべく個を離れた一般的なものに即しつつ私見を記して來たつもりである。一般的な意識、假名の場合で言えば、書記以前の既得の知識と思われるものを踏まえつつ、個人的傾向を吟味することが、眞に個を把握する道でもあろうと思うからであるが、その方法論的問題提起のきつかけにでもなれば幸いである。御教示を賜わりたく思う。

（三九、三、一〇清記）

——武庫川女子大學講師——

音訓兩用仮名について

小島憲之著（限定版）A5判特製本

上代日本文學と中國文學

——出典論を中心とする比較文學的考察——

上巻（古事記・日本書紀・風土記）七、三〇〇圓

中巻（萬葉集）五、五〇〇圓

上巻殘部僅少、待望の中巻好評發賣中！

萬葉の名著

犬養　孝著　萬葉集の風土　A5判上製　¥五六〇

大久保　正著　萬葉の傳統　A5判上製　¥六七〇

田邊　幸雄著　初期萬葉の世界　A5判上製　¥七七〇

久米　常民著　萬葉集の誦詠歌　A5判上製　¥一、七〇〇

伊藤　博著　萬葉集相聞の世界　¥四〇〇

田邊　幸雄著　萬葉集東歌　¥四〇〇

萬葉集　佐竹昭広・木下正俊・小島憲之共著　¥八二〇

東京都文京區春木町2の23　塙書房　振替東京8782

新撰萬葉集の用字

―基礎作業として、助詞の表記について―

浅見　徹

はじめに

新撰萬葉集は、その成立の當初からすべて漢字を用ゐた表記が採られてゐたと推測されるとともに、序文の寛平八年（八九三年）といふ日付けは、何らかの纒まりとしての新撰萬葉集の成立と無關係のものだとは考へられてゐない。とすれば、現存新撰萬葉集の和歌表記に用ゐられてゐる眞假名のすべて或は一部は、上代の眞假名使用の時期と中古以降のひらかな時代との接點に位置し、その狀態を何らかの形で反映してゐるものと考へられるのである。

一體、この時期の眞假名文献は、その種類も數も多いとはいへず、上代のそれに比するほどの研究もなされてゐるわけではない。ただおよそ次のやうな見通しはついてゐるといつてよからう。即ち、中古初期の眞假名の用法は、記紀歌謠や萬葉のそれをその儘承け繼いだものでもなく、さりとて、ひらかな・かたかなへの發展の基礎を直ちに形作るものでもない、といふ推定である。草のかな・女手が使はれる時期は、眞假名使用期に直ちに接してゐる、といふより併存した時期があつたにも拘らず、これら三者、具體的には萬葉などの上代の文献、中古初期の眞假名資料、かなの字母などにみられる使用字母の差は何を物語るものか。その差の生じた事情は何か。それらの疑問を解明するためにも、中古初期の眞假名使用の狀態を明らかにするのが先決問題であらう。ひいては、上代文献の表記の側面――例へば萬葉集と正倉院假名消息との間の溝などを考へる爲にも役立つこともあらうかとも思はれる。

問題點など

新撰萬葉集の用字に就いては、上代の眞假名の用法との關聯に於

いて屢々言及されてゐる。例へば、澤瀉博士「菅家萬葉集の和歌の用字に就いて」（菅公頌徳録、昭一九）池上禎造教授「眞名本の背後」（國語國文一七巻四號）橋本四郎氏「訓假名をめぐつて」（萬葉三三號）など、啓發される處が多い。

處で、新撰萬葉集には下巻巻頭にも序を有する本がある。この序は延喜十三年の日付けになつてゐるが、既に道眞歿後であり、また下巻の漢詩は詩とは認められぬやうなものも含み、下巻末の女郎歌の部が一本に無しとの記載を持つこと、序に言ふ歌數と實際の數との間に差があること、などから、後世の補訂とか、下巻の撰者が異るか、などの疑ひが、八雲御抄や玉勝間などで既に持たれてきた。

近時、これら古來の疑問を裏付けるやうな性質の寫本が久曽神昇博士の手で世に現れた（「新撰萬葉集原撰本の出現」愛知大學文學論叢第三輯、「新撰萬葉集と研究」未刊國文資料昭三三）。また細川家の永青文庫からも、全くといつてよい程同じ内容の本が見出された（野口元大校訂「平安和歌叢・新撰萬葉集」西日本國文學會飜刻双書昭三七）。これらは、共に下巻の序・漢詩・女郎歌の部がなく、かつ下巻のそれぞれの部立てにおいて數首づつの歌が少ない。この本が原撰本である故を久曽神博士は前掲書で説かれ、高野平氏はそれが原形により近いかどうかを疑はれ、またこれに對する反論もある（高野平「新撰萬葉集の生成年代考察に關する基礎的研究」文學語學第一二號「原撰本新撰萬葉集を疑う」日大語文第一五輯、木越隆「原撰本新撰萬葉集下巻考」言語と文藝第二五號）。これらの論據に、用字法のこともそれぞれ觸れられてゐる。

従つて、これから新撰萬葉集の用字法を採り上げようとする時、これら先學の諸々の成果を借りなければならぬだらう。と同時に、新撰萬葉集の増補の問題など、現存諸傳本の字面の年代・筆者などにも目をつぶる譯にはいくまい。この點、十分留意はするつもりであるが、しかし、この稿は直接その解明を志すものではない。

新撰萬葉集中の和歌は、むろん漢字ばかりで書かれてゐる。その漢字の用法としては、所謂自立語の類の表記には正訓字を使ふことが多い。従つて、狹義の假名としての借音・借訓の文字は、活用語尾や付屬語の類に多く現はれる。即ち、萬葉後期の一字一音式の假名表記の傳統よりは、寧ろ宣命書きに近い。一方、その假名が小字でないことは無論として、訓假名がかなり目につくといふ特徴もある。宣命における訓假名は、八・部・津くらゐのことも知られてをり、萬葉にも訓假名は意外に少ないことも既に指摘されてゐる。

一般に中古初期の眞假名文献では訓假名が比較的多く、それが何故であるか、第一、訓假名・音假名といふ意識があつたかどうかといふことも問題である。これらを考へる基礎として、特に借音・借

訓の別には注意を向けよう。

さて、まづ何を手懸りに調べ始めるかであるが、凡そ和歌の表現に漢字を用ゐる場合に、或る字が撰擇されたその底にある意識として、考へ得る三つの場合があらう。第一は、その和歌一首全體を表記するといふ立場である。この爲には、一首中の他の音・語を表はす文字との關聯が和歌の主題や目的・狀況と結び付くことがあらう。例へば、鳥に關する語が歌中に含まれる、いはばその縁で、助動詞ツル、カモなどにも鶴・鴨のごとき字を宛てるやうな。また例へば、多く數字を用ゐるやうな。新撰萬葉集などでは、同じ主題の漢詩における用字と結びつくやうな。結果、必然的に、或る特定の語乃至音と文字との對應は、かなりの多樣性を見せる筈である。從つて、逆に、或る音または語と文字が一對一或はそれに近い對應關係にあれば、歌を表記する爲に文字を撰ぶといふ意識――變字法とか同字法とかの技巧もこれに屬する――は薄いといふことになる。また、一首全體の表現に主點を置けば、副次的に微細な部分の無表記――付屬語の訓み添へなど――といふ狀況も生じよう。第二・第三に就いては、説明を要しない。語を表記する爲、次いで音を表記する爲といふ意識である。

また、これらの意識の背景には、筆記者またはこれを代表とする識字層の漢字に對する習熟度といふことも問題になる。これは、萬葉などでは戯書といふ形で表面化してくることが多いが、本書のごとく訓假名の多い時には、文字とそれに對應する訓との關係が浮び上る。端的にいへば、類聚名義抄などに反映する訓の多樣性と、現代の「音訓表」にみられる整理された形との線上のどこに位置するか、についても確かめる要があらう。その他、成立當初の言語生活全般、傳承上の諸問題に及べば、更に廣範な問題が展開する。しかし徒らに抽象的問題を擴げることはせずに、手近かな諸傳本の調査から已上の問題を考へる端緒を求め、傳承上の問題としては、或る傳本の用字の特に顯著な傾向を指摘する程度に留めたい。

以下順次、語ごとに使用文字の狀態を眺めてみた。本稿では、その範圍を助詞に限る。紙幅の關係で一々の檢討もはばかられるのではじめに一覽表を掲げる。――次頁參照

この表は、右欄の語を表記する爲に使はれた文字のすべてを擧げた。二種以上の文字が使はれる際、用例數に壓倒的な差がある場合は、少數例を括弧で包んだ。無表記の欄は、無表記と見られる例が確實にないと判斷される場合に○を付した。熟合した形の場合は、便宜續けて擧げたが、無表記欄は意味を持たせてゐない。

基礎作業として

右の調査に使用した底本は、寛文七年の版本、これに現在まで校

語	訓正	訓借	音借	無表記
のがをにへよりからとにへりばかりださのまでしはもぞかやこそそもなになむてつども	之（之） 自（從） 而已（耳） 者 歟哉 （而） 雖雖	（野） 歟緒丹 幹砥谷障 左右量 裳 （芋） （鹿）（八）（子） 曽（曽） 鴨鉋蟹 手筒砥鞆	（乃） 倍 （斗）佐 （等）倍 芝 （牟） （毛）曽（加）（也）許那 （母）曽曽 那南（亭）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ともばながら	者乍	鞆（羽） （砥裳）		○ ○
他と熟合し たし形				
自立語の一部と	ガ○ト○○ニ○モ○バ	金鞆國雲鯖		
二つの助詞が	ニシニハトモシモカハテモバヤ	西庭鞆霜革早	店	

合し得た本を扱ふ。その種類と略號は次の通りである。

寛文七年版本――寛
文化十三年版本――文　版

群書類從版本――群
新校群書類從――新　類

右に校合してある圖書寮本を時に參照した。――圖

京大文學部蔵寫本――京

平安和歌叢(一)所載細川家永青文庫本――細
未刊國文資料所載久曽神本――久　原

歌には、底本に従つて始めから順次番號を付ける。部立てとの關係次の通り。

一～二一　上巻　春歌
二二～四二　上巻　夏歌
四三～七八　上巻　秋歌
七九～九九　上巻　冬歌
一〇〇～一一九　上巻　戀歌
一二〇～一四〇　下巻　春歌
一四一～一六二　下巻　夏歌
一六三～二〇〇　下巻　秋歌
二〇一～二二二　下巻　冬歌
二二三～二五三　下巻　戀歌（原・思歌）
二五四～二七八　下巻　女郎歌（原・なし）

これらを材料として、前掲の表に至る過程と、表の補足説明並びに問題點の示唆とを含めて、幾つかを説明してみることとする。

の　大部分が正訓文字「之」で表記される。例數にして約三百五十。やや嚴密には、校合に用ゐた諸本が等しく「之」の文字を有し、これをノと訓ずべきだと認められる例が三百三十。いづれかの本が「之」字を缺き、或はいづれかの本では歌句に異同があつてノに當る文字も語も存しないやうな例が二十九。計三百五十九例である。以下、概數を示す時はこのやうな例を含むことを意味する。

これ以外の例としては、借音假名「乃」によるものが一例ある。

當日緒待乃名（二六〇）

諸本等しく「乃」字を殘すものの、この歌、下巻女郎歌にあるもので、原はこの歌を載せてゐない點、問題でもあらう。

また、借訓假名として「野」が使はれる。

惣手野春　（一九、細・惣者花歟○丹）
秋之野々草　（五二、原・之）
三吉野々山　（九二、原・之）
秋之野々草　（一六四、原のみ、他本、之）

秋之野々道　（一八〇、原のみ、他本、之）

雪之内野自三山（二一八、原・野なし）

いづれも本によつて差がある。正訓字「野」に直接して重點で示されるノは、上巻と下巻では、原と他本との關係が逆になつてゐる點、偶然かも知れぬが興味深い。

これに似たケースはノミの場合にもある。ノミは、正訓字「而已」の例が十五例で、群が「山邊緒已而曽」（一一八）とした、單なる誤りと思はれる例を含むほか、殆んど異例はないのだが、上巻四五で「吾而已哉憐砥思」を原だけが「耳」に作り、逆に下巻二一六では他本一致して、「浪耳曽來留」とあるを、原は「浪而已曽來留」としてゐる例がある。

「野」の他の二例は、原にはその文字を缺くが、一九は萩谷朴氏の「平安朝歌合大成一」に載る「皇太夫人班子女王歌合」の底本となつた十巻本歌合（以下、十と略稱）廿巻本類聚歌合（同じく廿）では、それぞれ「すべては春に」「すずろに春に」とあつて、原の傳へる本文に近い。

これに關聯して類似の例を眺めて置かう。接續助詞ツツは、諸本異同のない例九つのほか、九では寛が「箇」に作り、一五三の歌では原が「筒」の字を脱してゐる。その二例は單なる誤脱と考へられるのであるが、

霞別筒往く雁の見えず見えずも雲隠筒（一二二、原・見えみ見えずみ雲隠往）

は、原の誤りとはいへない。十・廿共に下句は原と同じ形を傳へる。いづれにせよ、この歌はユクかツツかどちらかを二箇所含まねばならぬことになる。第二句の「霞」が「霜」となつてゐる點では原に従ふ譯にはいかぬものの、「見えず見えずも」と比較しては、原の傳へる字面が、中古の和歌らしさをより濃く保つてゐるといへよう。無論、しかるが故に、原が原型に近いといふ結論を早急に導いてはならぬし、一般に原が十・廿或はかなで傳へる形に近いとも言へるものではない。

助詞ノが無表記である推定されるのは、次のやうな諸例である。

コノハ　木葉（七二、原のみ、一七四、類・之あり、一九四、類・之あり）

コノマ　木間（一八二、二一七）

アマノカハ　銀河（一八四）天河（一九一）天漢（二〇八、類・之あり、二四六）

アマノカハラ　天河原（二五三）

アキノイロ　秋色（六八、原・之あり）

チヂノイロ　千々色（一一九、類・原・之あり）

ウメノハナ　梅花（九八、類・原・之あり）

ハハソノモミチ　婆々曽黄葉（六七、原のみ）
トシノウチ　年内（一二七）
ナツノヨ　夏夜（一五一）
ヲノヘ　尾上（六四、原・之あり）
ヤマノキ　山澤（一六七、原・山之濕）
イケノウヘ　池上（二一四、原のみ）
ヨノツキ　夜月（一八二、京のみ）
コトノハノウスクモ　言葉之薄久（二四八、原）言之葉薄裳（二四八、京・京）言之葉之薄裳（二四八、版）
コゾノゴトクニ　如去歳（一五二）
ヨモギフノアレタルヤド　蓬生荒垂屋門（一六二、類・原・之あり）
コヱノスルマデ　音爲左右（一〇三、原・之あり）
クサキノシヲルレバ　草木芝折禮者（一八七、久）・草木之折禮者（一八七、他本）・草木之芝折禮者（一八七、他本）
ヒトノトヒコム　人將來（二〇三、版のみ）

以上のうち、諸本を付き合はせて猶且つ表記された例がない場合は九例。うち四例は原に記載されてゐない歌である。

原に載せぬ歌にかなり異例が集まる場合もままある。その典型的な例はヨリに見られる。ヨリは正訓字「自」で表記される例が八例ある。これらは多く自立語に上置されるが、

冨士之山自者（二四〇）

おぼろに人を見手芝從（二四三）

は續けて書かれる。後者「從」の唯一例で、およそヨリに關する限り、傳本間の異同も無表記例もないのだが、この二例は原に載らない。むろん、「自」の他の七例は一字若くは二字で構成される體言に接してをり、フジノヤマが四字を要する點、ミテシヨリが助動詞連體形に接する點、反讀を要しない書き方となつた要件であらうから、原に載らぬ點に異例の理由を考へる必然性はないかも知れない。また、原だけが異文を持つ場合も多いのである。

處で、ノの無表記は右のやうに、極小に見積れば五例、たとへ總べてを網羅しても總數二十七、表記された例の七パーセントに過ぎない、といふことは、助詞の類の無表記が意外に少ないことの一端を物語らう。

これらの無表記例の大半は、漢字二乃至三字で構成される、熟合した一名詞の感を呈する語で、且つ歌語としても用例の多い語である。かかる場合、寧ろノの表記を略する例が一般には多からうと推測されるにも拘らず、却つて、木之葉（五五）天之虚（二〇一）梅之花（二）夏之夜（二三）等々、「之」を表記してゐる例の多いことが注目される。

このやうな例は他の場合にも見られる。例へば、ガは諸本一致して無表記である例が二十一あるが、その内譯はキミガ一例、タガ二例、ワガ十八例である。一方、代名詞の下に「歟」が表記されてゐる例も、キミガ一例、タガ一例（原・歟なし）ワガ二例（原・歟なし）ヲノガ一例と存在する。――ここでも、原はワガ・タガのガを表記しないといふ點では統一した姿を見せる――。また、ニの場合イカニ何（二二七）サラニ更（一〇九）ツヒニ遂（九四）ツネニ常（一六一）などニの添へられぬ例がある一方、何丹（六六）更丹（二二）遂丹（二二七）希丹（七四）髣髴丹（二四二）などは諸本一致して「丹」を有する。更にテの場合も、ナベテ（一）カネテ（五三）イカデ（一二八・二一四）なども「手」が書かれてをり、一般に助詞の類の表記は丹念に行はれてゐると言へさうである。

體言同士を直結してゐるのではないノの無表記例では、「如去歳丹」などは、漢文としての語序に従つて「如」字を先に書いた以上、ノを表記する位置を失つたものと考へられる。これは、「不意沼錦をぞ服る」（五六）のココロニモアラヌでニ・モが表記されず、特にモの無表記の唯一例となつてゐるのと軌を一にしよう。ニの場合、この例はほかに、ココニシモ「於是霜」（四一）があるが、或は「於」にニの意を含ませたかもしれず、

解くる凍の毎隙（一二〇、版・類・京・丹あり）

秋毎來（六九、類・毎秋來、原・來留秋丹）

のやうな例と「毎秋丹」（二六〇・二六九）が、原には載らぬ歌とはいへ諸本この形を採ることを思へば、反讀は必ず無表記を誘ふとは言ひ切れないのである。

ノの無表記例とも考へられる連・準體句主格に就いて、一例だけを採り上げてみよう。「音爲左右」は、版・類・京一致して「之」を缺く。五音七音の定型を動かぬものと假定すれば、この四字は七音句と考へられる。この際考へ得る訓は、類の付訓オトノスルマデか、版の左傍訓コヱノスルマデ、京の左傍訓コタヘスルマデの三通りがあらう。十・廿には「答ふるまでも」、古今集・古今和歌六帖は「答へするまで」と傳へる。無論この字面でコタフルマデモ・コタヘスルマデ」と訓むことは、可能ではある。しかし、新撰萬葉集の表記態度からは、かやうな句をかかる文字で表はさうとしたとは考へられない。つまり「音爲」といふ文字は、コタフルと解讀する可能性を含んでゐても、コタフルといふ語を表記する爲には、もつと異なる文字を使つたらうといふ推測の成立する可能性の方が強い。その傍證となるやうな例を助詞の場合から一、二提出してみよう。

ノを表記するに多用される文字「之」は、原則的には助詞ノ及びガを表記する爲にだけ使はれてゐると言へる。つまり

堀りて置之池は（七九、類のみ）
花待遠に有之菊（一七六、寛のみ）

は一本だけの單なる誤りと考へられる。これ以外には原がヲミナヘシの最終音を表記する爲に二例（をみなへしの用例の原における總べて）使つてゐるだけで、他書に使はれるやうなシといふ音節表記に用ゐられることは絶無といつてもよい。また、疑問の係助詞ヤ・カはともに正訓字が主要字母として用ゐられるが、ヤには哉、カには歟で混用はない。ただ

涌立心歟（二三八、原・涌豆心哉）

の文末はカであるべきで、この原の字面は疑問となるし、

いや増しに思ひ増せども飽かぬ君鉋（二四七、類・哉）

は、カナの例中本文に差のある唯一例であるだけに、「哉」をカナと訓むこと、この歌末がヤであること、ともに許されず、類の傳へる文字を重視する譯にはいかない。即ち、カの例として「歟」二十例、ヤに「哉」五十例が整然と書き分けられてゐるのである。これらのことからも、文字と訓との一對一に近い對應關係が窺へようし、或る助詞を表記するに使用される字母が殆んど一種に偏してゐる點からも、文字と訓の結び付きが意外に強く、「音爲」をコタヘ云々と訓む可能性の薄いことを推測させよう。

また、高野氏は「音」の字は少數を除いてコヱと訓む例が壓倒的であると報告される。「山彦」は、萬葉ではトヨムと表現されるが、中古以降になると、新拾遺に「山彦の音羽の里」といふ表現もあるが、後撰などで「こゑ」と出てくるので、ここも山彦――コヱと續くべきだと思はれる。そこで、この四字の訓は、京の右傍訓ヲトスルマデニを參照して、コヱスルマデ、コヱスルマデニのいづれかと考へられる。従つて、ノかニかを補讀せねばならぬが、ニの無表記も決して多くはない。

ニの無表記例として、先に副詞的な語と反讀の例を擧げた。その外には、

幾之間革（一四〇）
五十人沓之五月逢沼濫（三一）
高杵嶺丹立白雲（八六、原・丹なし）

などが擧げられる。が、「間」はホドと訓めば無表記にはならない。但し、この歌、かなで傳へられず、ホドは文の右傍訓にあつても、イツノホドといふ語の存在の可能性は少ない。「五月」は、ナツとも訓めるが、文や廿がサツキと傳へる點、「嶺」はネともミネとも訓む可能性を含む點、訓み方によつて解決されるとして一括できよう。ニが他の助詞などに變つて傳へられる本を有する例は八例ほど。「丹」を缺く傳本の本文が亂れてゐると推測されるものが二つほど。どうしても「丹」が落ちただけと考へねばならぬのは、次の

諸例である。

梅の香を袖寫手（一一、類・久のみ）

興曽店見む（六八七、類のみ）

峯分かるる白雲の（二五一、京のみ）

花見來れば（一八〇、版のみ、類・この歌不載、版・他本無の注記あり）

いづれも一本若くは二本の單なる脱落かとも考へられ、諸本一致する例はない。

そこで「音爲左右」は、原の表記を參考としてノの無表記例とする可能性を最も強いと考へる。しかし一方、これらノの主格用法の場合は、ニと同じく諸本一致して無表記といふ例のないことも事實である。

「之」を訓まぬ場合とも考へられるのは、

水の上に文織り紊る春之雨哉（一）

の第三句をハルサメヤと訓む場合である。この歌、十・廿・新古今・伊勢集・六帖も、むろんハルサメであるらしく、ハルノアメの訓は、寛、文の右にあるだけである。しかし、助辭の類で表記されてゐる文字を訓まぬとすれば、ノに限らず、これが唯一の例となる。

が　「歟」の例も多くはなく、先に擧げた代名詞に接する例のほか、「鶴歟音」（二八）「神女等歟日係紛之上」（二〇四）などである。「歟」以外では、マツガネ・カリガネの例がある。「松之聲」（六五）「雁之聲」（五四・五八）「雁金」（七七）。むろんこれらは一語化してゐるが、カリガネは、四六・五〇・一六八では「雁歟聲」の表記を採り、五四も原ではこれに同じい。

を　「緒」は約百廿五例。格助詞、終助詞乃至接續助詞的な例も含む。本文に異同のある例は十。うち、いづれか一本では他の助詞になつてゐるもの五、「緒」を缺く本文は自立語の部分を訓み變へることで、ヲが不要になるやうな例、三。次の二例は、何らか本文に亂れがあらう。

開者且散緒可惜芝（一三七、上三句に當る。此哥如本の注記あり、類・緒なし、原・開者旦散花緒可惜之見）

郁子山風緒荒芝成濫（一八七、成に云イの注あり。類・緒なし、原・山女掌山風荒芝云濫）

無表記と見ねばならぬのは次の二例である。

ヒトヲミテ　人見手（二二八）

トシヲヘテ　經年（二四〇）

に　斷定の助動詞連用形相當のものと區別せずに、約二百三十例。諸本異同あるもの二十五例。

卒爾裳風の涼しく吹きぬるか（六三、原・丹）

は「卒爾」がニハカニに當るので、ニの音假名としての表記に「爾」が使はれたのではなく、そのやうな例は、諸本通じて存在しない。

と　百例餘が「砥」で表はされてゐる。係助詞モが續いた形では、「そよ鞆すれば」（五一）「糸鞆見えなくに」（一六四）「取反す鞆聞かなくに」（一七〇）といふ文字が見えるが、これは、接續助詞トモ・ドモの多くの場合と同じ字母である。

接續助詞トモは「鞆」で七例ほど、ドモの方は約十例。清濁の書き分けはなされないから、假定に訓むか確定に訓むかの問題が殘る場合もある。なほ、ドモは「雖」で表はされる場合もあるが、正訓字「雖」は反讀を要求する形で四例現はれ、それを音數律の關係からドとドモに訓み分けるに過ぎない。確實にドの形であるものは、格助詞トと同じ借訓假名「砥」で書かれたおよそ十五例である。「雖」は一例だけをドモと訓むのが適當である。

ト・モを「鞆」で表はした先の三例と

如此時有芝鞆思倍者（一九）

も同様かとも考へられる。これを文字に即して訓めば、第二句、寛|のアラシトモヲモヘハの付訓が最も適當である。しかしこの九音は母音音節二箇を含むとはいへ、聲調の上から好ましくない。この歌十|・廿|ともに「あらじと思へば」とあり、且つ、寛|以外では「思」の字を記してゐない。更に、

不相見程丹成沼鞆倍者（一〇八）

の例が、同じ上巻に諸本文字の異同なく存在する點をみると（もし此の例が下巻であれば、直接の證となし難いかもしれぬが）、ここは寛|の誤りとして、トモフを「鞆」で表はしたと考へたい。これに

誣亭將忘鞆倍鞆（二三六、原のみ、他本・將忘砥思鞆）

も同じ類として追加もできよう。但し、この原|だけの異文を俄かに原型に近いとは言へない理由もあるが、後に觸れる。

ここで、助詞或はそれを含む二語が一字で表記されるケースに觸れて置かう。自立語の一部と助詞が一字で書かれるとしたものは、先のカリガネとこのト思フの場合の外、次のやうなものがある。

千々の色に移ろふらめと不知國（一一九）

春雨の色は滋雲見江那國（一二八）

など、所謂ク語法にニの接した例がすべて「國」の借訓文字で七例。うち六例は下巻にあるが、この偏在は偶然的なものであらう。「國」の下に更に「丹」を添へた例が、原|と版|に一例づつ（一一九、一六五）あるが、蛇足である。右の一二八の「滋雲」は、寛|・新|のやうにアヲクモと訓んでみるが、これを例へば萬葉・名義抄などに照らして滋＝アヲシの訓を否定するならば、十|・廿|の「こくしも」續千

載の「こしとも」を參照せねばなるまい。その際、滋＝コシは差支へないとして、「雲」が同じく形容詞語尾と助詞を併せ記したものとすれば、その正に中間にシを補讀する要が、音數律上出て來よう。しかし、このやうな補讀を求める表記法を新撰萬葉が採つてゐると考へられる徵證は他にない。畢竟、若しアヲクモを否定するとならば、文のシゲクモにふりかへねばなるまい。シの無表記例は他にも存在せず、「雲」は形容詞語尾とモを併せ表すと認めることとなる。

土に墮鯖疵もこそつけ（一七九、原のみ）

は、他本「落佐者」とあつて、原の獨立異文は和歌の表記にはいささか異質的な文字である。一體、接續助詞バは、他の清・濁兩形が存在する助詞の場合もさうであつたやうに、係助詞ハと同じく「者」で表記される例が八十餘りで主流を占める。尤も、「者」は係としても、接續としても正訓字とも認めることができるのであつて、一覽表にはさう分屬させはしたが、テーデ、トード、トモードモ、特にカーガの線を考へる時、或は借訓的意識であつたかもしれぬ疑ひは殘る。ともあれ、「者」以外「早」が三例現れるほか、

散る花の俟ててふ事を知坐羽（一三四）

といふ、係ハの表記にも用ゐられなかつた借訓假名が一つだけみえる。しかも、「鯖」が原のみの獨立異文だつたのと對稱的に、この珍らしい「羽」は、原だけは「者」を保つてゐる。ついでに觸れるならバの無表記例は、版・類・京共通の一つ（一八一）と細の一つ（一九九）だけで、確實な例はない。

二語の助詞の熟合した例については、一々述べない。ただ、ニシ、ニハなどの連續はそれぞれ一字で表記されることが壓倒的に多いが、なほ、「丹者」などの例も皆無ではないことを付け加へるに留めよう。

トの問題に還らう。トは「砥」以外にも、

人も摘八斗（一二五）

命も生八斗（二三七）

鵲の嶺飛越斗鳴き往けば（一四五、版のみ）

白露も霜斗成ける（二〇八、原のみ）

の借音假名がある。諸本差のない二例は、～モ～ヤトの定型である。係助詞ヤは先に觸れたごとく、およそ五十例が「哉」で表記され、ほかに借音假名「也」が原以外で二例（九〇・二二一、原は羽の場合と同じく、一般的な哉）、バヤが前出のやうに三例あり、そして「八」がこの二例と「恃むべし八者」（七八）と三つ、諸本差がない。一四五の例は、ミネトビコユトとも訓めぬこともないが、諸本に見る「手」の誤りであらう。原は右の特殊な「斗」のほかにも、

草葉色三里露等置羅咩（一七八）

と、唯一の「等」の用例も持つ。これら「砥」以外の例は、總べて

下巻にある。

トの無表記例はごく少ない。

霜枯丹成沼雖思梅花（九八）

といふ字面がある。「梅花」は版だけの形だが、第二句を原は「成沼砥思者」と傳へる。付訓は、文オモヘトで、新これに従ふ（群はその直前のヌトの訓だけ）が、寛はこの字面の儘ヲモヘハの訓を付す。トに「雖」を使ふのは考へ難いが、トの無表記の確實な例ともなし難い。

不飽哉鳴山郭公（二九、類のみ）

は一本だけアカズトヤのトが脱ちるが、

玉の緒ばかり將逢云南（二三七）

は諸本一致して、ト無表記の確實な唯一例となろう。「言」の文字の前にトが表記されてゐない例は

花を見年言心こそ（二六、原・花見年之心）

のほか、一三四、一三五、一四二、二三五（原のみ）が下巻に存在する。しかしこれらはテフと訓める例であつて、また恐らくそのやうな形を表記したものであらう。テフを確實に眞假名で表はした例はない。故に、テフの形では訓み難い二三七がト無表記の唯一例となる。

さへ　借音と借訓と二通りの表記がある。

宿る露佐倍（六二）

浦佐倍凍りけり（二〇一）

水凍りぬる冬障や（二〇二）

天の漢障（二〇八、細・佐倍）

根障遷りて（二五八）

「佐倍」の文字で表はされるもの八例、「障」と訓假名が使はれるのが四例、文字に異同あるのは二〇八の一例だけ、補讀を要する例はない。借音・借訓の表記は二〇一と二〇二を境にしてほぼ分けられる。二〇一は下巻冬の部の最初の歌である。従つて、細の文字を採らなければ、上巻三例は「佐倍」、下巻前半の四例も「佐倍」、下巻後半の四例が「障」といふことになる。この原則に反するのは

戀ひ佗びぬ景をだに見じ玉桂殊者根佐倍丹堀て捐てむ（二二六）

である。この歌原になく、かなでも傳はらない。意味の通じ難い點もあるが、「根さへに」であらう。下巻九例中、原が載せてゐない歌は、二三六と女郎花の二五八だけであるから、多分原では、下巻のうち二〇二と二三三だけが借訓文字で表記されてゐたといへよう。

は　正訓文字「者」で表はされる。その例百三十ほど。それ以外には、「庭」で表記するニハの例が十、カハが「革」で三例みえる。例外的なものは、

吾が屋門は雪降りこめて道もなし五十人童葬處砥人將來（二〇三、類・人之將來、細・五十人三里葬處砥歟人之認將來）

にみられる。この下句に對する付訓、寛イツコハカトカヒトノトヒコン、文イツコヲハカトヒトノキタラム、新イヅコハカトヒトノトヒコンである。新の訓みは第四句が一音不足で、さりとて版の訓みに對しては一字分少ないといふ難點がある。末句も同様であるが、既に觸れた。「童」の字を殘す久に従へば、イヅコハカトカヒトノトメコムと訓むことが可能で、文字の過不足はない。いづれにせよ「葬處」がハカであることは同じで、「何處は彼と」の意で、ハは助詞、カは指示語と推測される。ならば、ハの表記としては他に例がないものとなる。しかしこの時代、和歌やかな物語の世界では、指示語カは、カノといふ形のほかは、ナニカ、ナニヤカヤなどの形に殘る以外は一般的ではない。その巾の狹さがカハタレといふ語形に固定することをも招くのであらう。さういふカとの組み合はせが「葬處」のやうな字面を呼んだ因の何程かを占めようし、また實は和歌の世界では、「いづこをはかと」――「君を恨みむ」（源氏）「尋ねてかみし」（更科）「君が問はまし」（後撰）「君を尋ねむ」（榮花）などいふ定型が出來上つてゐるのである。

ハについての異同は、本によつての場合を總合すると十例餘となるが、異文となつてゐるが爲にハといふ語自體がない場合が多く、且つ、原にその傾向が強い。無表記となるのは、

年内皆春ながら過ぎななむ（一二七）

松の葉に宿れる雪卅人芝手（八七、原のみ）

烟立砥見えぬ物から（一〇七、原のみ）

である。一二七は、版トシノウチでハを訓み添へず、京トシノウチニであるが、十・廿・拾遺集にあるごとく、トシノウチハが適當であらう。この歌、原にはない。なほ、異文あるものでも、

黄葉之誰が手酌とか秋の野にぬさと散りつつ吹きも濫るる（一七七、原のみ、他本・末句吹き紊るらむ、之なし）

は、かなで傳へるものはないが、原の「之」はをかしく、ハ無表記と考へるべきであらう。

も　かなり多様な字面を見せる。多くは借訓假名「裳」で表記されるが、その例七十ほどの中に、原にその文字を缺く例が下巻にばかり五つ、異なる文字でモが表記してある例が五つ（うち一例のみ上巻）、助詞モの現れぬ文脈になつてゐるのが一つ、といふのは、版・京でダニになつてゐる場合が一つだけといふのと對比して、い

ささか目に立つ。

ほかに借訓文字で表記されるのは、「鞆」が三例、「霜」が四例、「雲」が一例ある。付言するならば、モガナは二例（一九、一三二）「裳鉋」と書かれる。

借音假名では、まづ「牟」の字、

むべ牟鳴くらむ（一二）

老牟死なずて（二七、類・芋、京・手）

風牟間はなむ（一五四、類・毛、原・午）

など五例、ほかに原だけが「牟」の字を有するのが、九二・二〇一の二例、類だけのが一五八の一例ある。右に見える類の二七「芋」はいささか異例に過ぎる。

草葉毛水毛緑なりけり（一五六）

の二つの「毛」は、原には載せぬ歌であるが諸本差はない。ほかに類一五四、原一四一・一八九に「毛」がある。なほ、二三五では原に「母」の字が傳へられるが、助詞モの表記の爲には、新撰萬葉集としては唯一例である。

更にテモと續く際にも借音假名が使はれる。

調店鳴く蟬の音かな（三七）

などすべて四例、諸本差なく上巻に存在する。無論、「店」をテモに借りること、唇内鼻音として差支へないが、澤瀉博士が御指摘になるやうに、「牟」のモと共に注目に値しよう。

草木皆色雖變（一八三）

の初句をクサモキモと訓むならば、二箇のモを「皆」で表現した例となる。この歌、古今に是貞親王歌合の歌として載せる場合はそのやうに傳へてをり、ただ文だけがクサキミナの訓を付してゐる。

なほ、

心さだかに解けず麻留かな（二〇七）

いにけむ方も知らず麻留かな（二一二）

と、モアリがマリと熟合した形で現れる例が二つある。このやうな形は勅撰集などにはまづ現れぬといひ、本集でも下巻の表記法の一特徴といはれる。ほかにも、

物思ふ人の爲に佐里ける（一七三）

あまの流せる舟に佐里ける（一七四）

の、ゾアリ――ザリの形が下巻にあるが、

天の外亘る鴈にぞありける（五九）

の上巻の例も、類・原では「佐里」の形を採つてゐる。コソアリの形では、

その日を待つの名に許曽佐里介禮（二六〇、類・京・曽なし）

露に懸れる身に許曽阿里藝禮（三四、類・京・許佐里藝禮、原・許曽有藝里）

と、諸本異同がある。前者は女郎花の部であるから、原にはない。この歌、「曽」の字がなければ、版でも「佐」を保存してゐる点と矛盾がない。しかし、後者と類似の形を持つ句であり、後者は類や京に校合された本には「曽阿」とある由の傍記があり、新の體裁に従へば、圖もそのやうな字面であるらしい。よつて、三四は縮約形の方が原型に近いとはいへず、二六〇も版のさかしらな復原と俄かに斷ずる譯にもいかないものがある。

ぞ　多く借音假名「曽」で示される點では、「許曽」や或は又借訓の「左右」などとともに、萬葉の傳統を繼ぐともいへる。「曽」は七十例に近い。諸本異同のある七例は殆んど異文となつてゐるものだが、中に、類が

何人庶來て脱かけし藤袴（六九）

と「庶」の字を見せることが目を引く。この文字、京では「麻」に似た字體であり、原は「歟」、古今・六帖・敏行集みなナニヒトカとあるごとく、版の「鹿」の文字から動いたものとみえる。従つてゾの表記は「曽」に限られるといつてよい。無表記例としては、五八で群が、一七三で類・京が「曽」を脱してゐるほか、

何吾戀の逢ふはかりなき（一〇六）

などの「何」をナゾと訓むと、その例に加へることになる。しかし例へばこの例、十・廿・夫木抄ではナドの形を採り、六帖のみがナゾの形を傳へるやうである。原の本文は「何曽」の形を有し、諸本の訓もナゾが多いが、寛はナニと付してゐる。また、

かかる世に何曽者露の起き還り（一九六）

のやうな例もあり、ナニゾの場合だけはナニ・ゾの意識が強いであらうが、ナニ・ナド・ナゾは多少の意味の差はあるにせよ、等しく一語としての意識で迎へられてゐたと考へてよからう。無表記例は存在しないと認めてもよいことになる。

か　係としての用法に立つカは、すべて疑問語に下接する。

イヅレ五十人禮歟（七八、類・與）五十人連歟（一五九）
ナド或はナニ何歟（一六六、一九三）
ナニゴト何事歟（一五三、類・與）
イカニ或はイカナル何爲與砥歟（二二七）何成花歟（一二三）
イカデ何手加（二一四、原・何亭歟）
タ・タレ誰里丹夜避緒爲手鹿（四一、原・歟、寛・麻）誰手酔砥歟（一七七）誰告申（一三一）

以上十一例、疑問語の位置からしてもカであることは疑ひない。これを表記する文字のうち、類にある「與」の二例は、この本のみの孤立した本文と考へねばなるまい。借音の「加」、借訓「鹿」がそ

れぞれ一例みえるが、原では「歟」に統一されてゐる。コソの場合にも、原はすべての例を「許曽」で表記してみせるのと相通じよう。

一三一のタレカにはカに當る文字がない。これは、タレカなる語が、和歌の世界ではかなり早くから反語を導く叙述副詞のやうな語になつてきてゐる點を併せ考へるべきであらう。先の二〇三とこれのほかは無表記の例はない。

疑問語と共存しないカは終止としての用法に立つ。

臥歟とすれば（二六）

星歟と見ゆる（一七〇）

其歟不歟（三二）

など、用言・體言に接して十二例「歟」の文字がみえる。類は係用法の際と同じ「與」の字面を二例みせてゐる。

にはかにも風の涙しく吹塗鹿（六三）

は諸本異同なく、「鹿」の確實な一例である。

こそ　係としても、終止としても、借音假名「許曽」を用ゐる。傳本によつても字母の變ることはない。異同があれば、前述のコソアリケレが縮約形となるほか、一六七が

山澤之水無杵砥許曽見亘（版）

山澤之水無杵砥杵曽見亘（類・京）

山之濕水無砥曽見江亘（原）

と三様の姿を見せ、また

夜曽佗杵獨寢身者（一〇一、版）

に對して、原は

夜許曽涙不絶流禮（一〇一、原）

とあり、類・京はこれを傍記してゐる。おほむね以上のやうな異同のあり方で、三十例ほどが「許曽」の文字を傳へる。唯一の例外は

龍田姫子曽秋は彈らめ（六五、原・許曽）

にある「子」の文字だけである。原に従へば例外は消える譯だが、「姫」なる文字に下置されたが爲に「子」の字が出現したといふ見方も、一概に捨て去る譯にはいかない。

て　借音文字「手」が多用される。約八十五例。やや細かく眺めると、まづ上巻では、副詞的な熟合語句に使用された例を含めて諸本「手」に作る例が四十一。文字に差のあるのは次の諸例である。

戀ひ亘るころもの袖は潮滿手（一〇四、版・京・手なし）

紊手戀者人や知りなむ（一一二、原・手を留に作る。即ちミダルルコヒハ、他本ミダレテコヒバ、かなで傳ふるものなし）

山邊をのみぞ往手見る（一一八、細・手を而に作る）

影だに不見手年ぞ經にける（七九、類・手なし、原・三字を見

沼とする）

最後の例は、打消の意を含んだデの例であるが、便宜、ここに擧げる。デの確實な例は他になく、下巻の

夏の月光不惜照る時は（一四四）

を、文がヲシマズと付訓するほか、ヲシマデとした本が多い、といふくらゐである。

右の如く、上巻のテは諸本間の差も大きくなく、他語の場合とも特に異なる點はない。

下巻においては、諸本一致する「手」の例は二十一例であつて、文字面での差は多く原集まる。しかも、二十一例の共通例のうち、原にもその歌が記載されてゐるのは僅か四例に過ぎない。原と他本との差は、テを原だけが借音假名「亭」で表記してゐる場合が非常に多く、缺損部分のない細によれば、十五例に達する。上巻にはこのやうな事實がないだけに注目される。「亭」以外の差は左の通り。

鵲の嶺飛び越手鳴き往けば（一四五、版・手を斗に作る）

夏の夜も別手別者（一五五、細・籬年別者、久・手が年なることは確實）

わりなくぞ寢手裳覺手裳戀ひらるる（二三五、原・手二つながらなし）

つまり、原は下巻の助詞テを殆んど「亭」で表はし、上巻の主要字母「手」とは相違する點、他語の場合とは異なる。

テには正訓字「而」も、本によつてみえる。

はた問而爲麻（一五三、京・問爲麻、類・問爲鹿、細・問爲青庶何、久・問爲青鹿何）

不飽而今朝の還り道おもほえず（二四五、原・不飽芝手）

テシカは他に一例「往手志歟」（一五三、原・亭）があり、テシカナの形では「見手芝鉋」（一二五、原・亭）が使はれてゐる。アカズシテの句は他に二例（二三四・二三八）あり、いづれも「不飽芝手」で、原は「亭」を使つてゐる。ここでは同じ字面が原だけに保存されてゐるのも、いささか皮肉である。原だけが「而」字を保つ例（一一八）は先に擧げた。

無表記とも考へられるやうな例は、先の一〇四、二三四のほかは、次の通りである。

いつのまに花散りにけむ求谷有りせば夏の蔭にせましを（一六〇、求の字、京・永、原・水に作る）

秋の夜の月の影こそ木間より墮者衣と見え亘りけれ（一八二）

草も木も枯れぬる冬の屋門なれば不雪者問ふ人もなし（二一三、原・非雪芝亭）

經年燃ゆなる富士の山よりは（二四〇）

長き宵を誰待兼をみなへし人待つ虫の秋ごとに鳴く（二六九）

右のうち、二四〇を「年ヲ經テ」と訓むことは狂ふまい。他の場合にはいづれも訓みに問題があつて、或る訓みの場合にのみテの無表記例となる。即ち、一六〇は寛の傍訓ウチハヘテに従へば、であるが、この文字、ウチハヘテの表現を意圖したとは考へ難い。文・類の傍訓はトメテダニ。「求谷」に即した訓みであるが、「求」を正訓とすれば歌意に即し難く、借訓とするのは躊躇される。トメテダニでも無表記例となる譯だが、十はこの歌を

いつの間に花枯れにけむながくだにありせば夏の影とみましを

と傳へ、京及び文の傍書「永」に一致する。永・求・水の字體の類似は明らかであり、「永」を元の姿とみれば、訓み添への要は消える。

一八二は、十では下句が缺けてゐるやうであり、後撰・古今六帖では「落葉衣と身に移りぬれ」となつてゐるが、寛・京オツルハ、オチテハが併記され、文オツレハ、新オチテハで、必ずしもテの無表記とは限らない。

二一三の例、十では「雪ならずして」と傳へ、寛ユキフミワケテ、新ユキナラズテハの訓があるが、文は珍らしくこの句に傍訓がない。この文字「雪踏み分けて」を表現しようとしたとは考へ難く、字に即してはユキニアラズハ、原の文字ではユキナラズシテが最も素直な訓であらうし、またそれを要求してゐるとみべるきであらう。

二六九は、十・廿・夫木抄ともに「誰たのめけむ」で直接參考にならないが、タレマチカネテともタレマチカヌルとも訓みえて、確實な例とは見做し難い。

をはりに

以上、表の補足説明として、適宜各個の助詞の用字法に就いて眺めてみた。一、二の例を除いて記述は簡略を旨としたが、問題が絡み合つて明確さを缺く結果となつた。

傳本上の問題としては、原撰本が、ある面では、かなで傳へる歌に近い字を殘し、一語乃至一音に一字母といふ統一した線に近い、いはばすつきりした形を傳へるとともに、他面、唯一例となるやうな字母を單獨に殘したりする點もあり、他本とかなり違つた様相を示す點が觀取され、また一般に、やはり下巻が特異な面を含むことも觀察できるが、直ちに傳承上の問題に結びつけようとは思はない。

用字法自體乃至助詞の問題としては、甲乙の別や清濁の別は現れないとか、使用字母は萬葉のものともかなの字源とも異なるものが多いとか、訓假名が多いとか、或る語乃至音節に使用される字母の種類は限られてゐるし、主要字母は殆んど一種に限られるとか、文

字と訓はかなり固定してゐるらしいとか、訓み添へを誘ふやうな表記はごく少なく、不要と思はれる助辭迄丹念に表記してゐるし、助詞の無表記箇所には或る種の傾向もあるらしいとか、漢文の助辭を使ふ時反讀するやうな箇所は漢文の語序に従ふ處が多いとか、等々の實態は、おほよそ明らかになつたと思ふ。

これらを最初に採り上げたやうな問題と結びつける爲には、他の部分の表現も併せ考へねばならず、本稿は、一先づ助詞の表記に關する實態を探るに留めることで筆を擱き、次稿で、助動詞・活用語尾の表記と共に問題點を論ずるやうにしたい。

付記

新撰萬葉集の用字に就いては、岐阜大學の昭和三十八年卒業生、三輪（篠田）喜久子君が卒業論文に採り上げ、新校群書類從による索引も作つた。その後、筆者とともに校合・訓詁を進めてゐるが、この論は、その論文とは獨立して書いたものである。むろん同索引は利用させて貰つてゐる。

——岐阜大學講師——

澤瀉久孝博士著
萬葉集注釋　卷第十三
菊版上製　—最新刊—

卷第一	八〇〇圓
卷第二	九五〇圓
卷第三	一、二〇〇圓
卷第四	一、三〇〇圓
卷第五	七〇〇圓
卷第六	七〇〇圓
卷第七	九〇〇圓
卷第八	九〇〇圓
卷第九	九〇〇圓
卷第十	一、五〇〇圓
卷第十一	一、五〇〇圓
卷第十二	一、二〇〇圓
卷第十三	一、三〇〇圓

中央公論社
東京都中央區京橋二ノ一
振替口座東京三四番

飜刻

荒木田久老『竹取翁歌解』

まへがき

一、この飜刻は、京都大學圖書館蔵、板本『萬葉集十六巻竹取翁歌解　全』（寛政十一年八月開板）に據つた。その成立、出版事情は、本書の序文、後書に明らかである。

二、本書の飜刻をここに思ひ立つたのは、寛政の一小注にすぎない本書が、今日すでに、入手披見、すこぶる困難な事情にあるためである。

三、飜刻にあたつては、次の點に留意した。

(1) 説明、叙述の部分の變體假名や當字は、すべて現行の假名に改めた。たとへば、「う奈ゐとハ、言越可さ禰多らん登いへ里」（二ウ）は、「うなゐとハ、言をかさねたらんといへり」とした。

(2) 原本には、句切の印として、「。」の記號が頻繁に使はれてゐる。それは、すべて、「、」で表はした。

(3) 原本には、「信櫛持（マグシモチ）、信は、眞（マ）の意、巻ノ七にもこの言あり、」（三ウ）のごとく見出の句の一行どりに對して、注は二行どりにしたところが、しばしばある。この場合の注は、一行どりに改めた。

(4) 原本には、熟字を示す記號が、例へば、「丁-女」（五ウ）「幼-稚（ヲサナキ）」（六ウ）のごとく、頻繁に用ゐられてゐる。この記號は、印刷の都合上、すべて、「丁-女」「幼-稚（ヲサナキ）」の形に改めた。

(5) 漢字の字體は、現行舊字體に従つた。

(6) 清濁は、原本の表記に忠實に従つた。

(7) 明らかに誤植と見られるものは、頭注の空欄に、その旨注記した。

(8) 頭注の空欄を利用して、原文の丁數を示すとともに、注解に引用された歌や語句などの國歌大觀番號や所在を示した。

（昭和三十九年三月二十六日）

伊藤　博

萬葉集十六巻 竹取翁歌解 全

（外題）

（竹取翁解序）

萬葉集の中なる竹取の翁の歌はいまの本にふるくかなありまた契沖法師眞淵の翁らのほか名高き人々もかにかくよミときおかれしもかたミにえたる所えぬところありしをまろか兄にもとたのめりし荒木田久老神主もの學ひする伊豫國野井安定のとひにこたへられん料に訓點し考をもくハしくのへられし一とちうたひとの旅のハたこの中の反古にまミれてありつるを長谷川菅緒ミて槻の落葉のつきくの萬葉考に書なんハいと待とほなれハまつこれはかりをもとみに梓にものせんとてもちゆく便にまろに端書せよといふにいなむへくもあらねハしるしつ

寛政十一年卯月　　正五位下　橘　經亮

すべて此端詞は、漢一文をむねと書つる、奈良人の作なれバ、今も字を遂て、よミをつけたり、

ウ

焉今本作レ燭、非也、元暦校合本、爲レ焉従レ之

＊「得ニ一男兒ヲ」の誤り

竹取翁歌

従四位下　荒木田久老神主解

昔有ニ老一翁一、號曰竹取翁也、此翁季春之月、登レ丘遠望、忽値ニ煮羮之九一箇一女一子一也、百嬌無レ儔、花容無レ止、于レ時娘子等呼ニ老翁一嗤曰、叔父來乎吹ニ此鍋一火一也、於是翁曰ニ唯々一、漸趍徐行、著ニ一接座上一、良久、娘子等皆共含レ咲、相推讓之曰、阿誰呼ニ此翁一哉、爾乃竹取翁謝之曰、非慮之外、偶逢ニ神仙一迷●惑之心、無ニ敢所レ禁、近狎之罪、希贖以詞、卽作詞一首、幷短一歌

師説に云、物一語に竹取といふあるハ、天一竺の大寶廣一博擣一閣經の一巻に、竹一中竹一女ありしこと有といへり、又後一漢一書西一南夷傳、夜一郎者、初有ニ女子一、浣ニ於遯一水一、有ニ三一節之大竹一、流ニ入足間一其中有ニ號聲一、割レ竹見レ之得ニ一男兒ヲ一云云、＊是等をもとにして書しと見ゆ、しかるをこゝはその よしもなくて、いかでこの名ハおふしけむ、いにしへかのからことによりて、竹取翁といふが、仙女に逢へりしといふものがたりのありしをもて、かく序を書て、歌をもよめりしにや、といへり、

〔二〕

＊「二」の誤り

① 「萬葉二一〇」
② 「武烈紀九五」
③ 「繼體紀九八」
④ 「萬葉八八七」
⑤ 「萬葉八八六」
⑥ 「萬葉八九二」

ウ

久-老云、この歌ハ師のいはれしごと、奈良人の強ていにしへめきてよめるものにして、實ハいにしへのさまにあらず、句-並の長き短き、言の省きも、おだやかならずおほゆる事ぞおほかりける、さるハ己が按のいたらぬにやあらん、•今しひて考をつけて、よみ改るも、いやうこになむ、

緑子之（ミドリコノ）、みどり子とハ、いと幼-稚の子をいふ、巻三＊に、緑子（ミドリコ）の、乞泣（コヒナクゴト）毎に、取あたふ、ものしなければ①、とよみ、新撰字-鏡に、阿-孫兒、彌止利子（ミトリコ）とあり、若子蚊見庭（ワクゴカミニハ）、若子ハ、わくごとよむ例也、日-本-紀の歌に、思寐能和倶吾（シミノワクゴ）②、愷那能倭倶吾（ケナノワクゴ）③、と見えたり、見庭（ミニハ）ハ、假字（カナ）、身ニハ也、垂乳（タラチシ）爲（ノ）、師-説に、爲は禰の誤りといはれしかど、巻五に、たら知（チ）、遅④ともたら知斯（チシ）⑤ともありて、遅（チ）と斯（シ）と相通ふ例なれば、爲（シ）にて有なん、さてその遅ハ、足摩乳手摩乳（アシナヅチテナヅチ）の乳に同じく、したしミあがまへる言、たらち禰といふ禰も、汝禰（ナネ）、彦禰（ヒコネ）、兒屋禰（コヤネ）などいふ禰にて、親（シタシ）ミあがまへる言なれば、同意なり、母所懷（ハハニイダカエ）、所懷ハ、いだかえとよむべし、わすられを、わすらえなどいふ、古言の例也、搓繩（タスキカケ）、たすきかけとよみて、上に付也、しからされば、わく子が身にはといへる言を、受る所なしと、師いへり、源氏もの語に、姫君のたすきゆひ給へるむねつき、枕-草-子に、ふたつばかなるちごの、云云、たすきがけにゆひたる、腰のかミ白ううつくしき、またちごのふたつ•ばかりなるが、二あゐのうすものなどきぬなる、たゞたすきかけたるがはひ來る、云云、と見えたり、是等後ながら、こゝにかなひて聞ゆといへり、平生蚊見庭（ハフコガミニハ）、生ハ、子（コ）の誤にて、假-字這子（ハフコ）なり、結經方衣（ユフカタギヌ）、結經ハ假字（カナ）、木綿（ユフ）なるべし、木-綿ハ、楮の皮もて造るよし、續日本後紀の歌の解にいひき、方衣（カタギヌ）は、肩に打ちかけ著る衣也。巻ノ五に、布かたぎぬ、ありのことゝきそへども⑥、と見えたり、袖なきをかたぎぬといふハ、古今おな

今本水を、氷に誤れり、水を志の假字に用ひたるは、水長鳥（ナガドリ）など書る例有、倭文の事ハ、日本紀の歌の解にも、萬葉巻三の解にもいへり、

＊「倭文（シヅリ）」の誤り

①「萬葉一八〇七」

〔三〕

②「萬葉四三一五」

子等（コラカ）何と、何の清音の字を書る例、續紀宣命に、天（スメ）皇（ラカ）何とあり、集中にも清音の字を用たる、所々に見えたり、清濁論にいふを見べし、

③「萬葉三三〇五」

餘知、今本作知餘、非也、元暦校合本、爲餘知、從之

④「萬葉三四四〇」

じかるべし、水津裡（シヅウラニ）丹縫服（ヌヒキ）、水津裏（シヅウラ）ハ、倭文（シヅリ）＊を裡（ウラ）に縫つけたる也、倭文は、竪に青筋ある布なるもよし、ものに見えたり、いにしへの、しづはた帶などよめる是也、頸著之（クビツケシ）、師説に、童（ウナキ）ハ、髪のさまにて、うなゐ子とハいふとおぼゆ、依てうなづきの、うなゐとハ、言をかさねたらんといへり、久老按、上の搓襁を、上に付て、たすきかけとよみてハ、こゝの頸着之も、上につけてよむべきなり、よりけとよむべし、今の言にも、をくびをつけるといふ是也、さればくびつけしとよみて、上につけ心得べきなり、童子蚊見庭（カミニハ）、結（ユ）●幡（バタノ）之、結幡（ユバタ）ハ、夾縁（カウケチ）なり、くゝり染（ゾメ）の事のよし、師の百首うひ學に委しくいへり、袂着衣（ソデツケゴロモ）、巻廿に、宮人の、袖つけごろも、秋はぎに、にほひよろしき高圓の宮、②と見えたり、上の肩衣をむかへ見るに、是ハやう〳〵人となりて、袖つけたる衣を著るをいふ也、服我矣（キシワレヲ）、

我矣のをは、よに同じく、よび捨たる辭也、こゝにて一段を終へて心得べし、吾丹因子等何（ワニヨスコラガ）、今本吾の字を脱せり、師説に、丹因（ニヨス）は、丹着（ニツク）といふに同じ意ぞといはれしかど、丹つかふ、丹つくとハ、多く見えたれど、丹よるといふ言のものに見えぬに、こゝは、丹着（ニツク）といふ意にてハ、よしなくおぼゆ、是は決（キハメ）て、丹の上に、吾といふ字を落せるものとおもひて、私に補つ、さてわによす子等がとよむべし、巻十二に、汝（ナレ）をぞも、われによするといふ③、とあるよすにて、里人の、言（コト）よせ妻（ツマ）などいへる是なり、四千庭（ヨチニハ）、巻五に、よち子等（コラ）と、手携（テタツサ）ハりて、巻十四に、この川にわか菜あらふ子（コ）、汝（ナレ）もわれも、余知（ヨチ）をぞもたる、いでこたばりに④、とあるよちにて、吾郷の俚言に、小兒の面など拭ひやるを、よちするといへる是なり、よろしきをいふ言にて、こゝはわれによする子等が、よろしき貴人（ウマビト）の子ハ、とい

①「神代紀上、瑞珠明約の條」巻七に、天なる、ひめ菅原の、草なかりそね、彌那綿、香烏かゝに、あくたしつくも

②「萬葉一三一」

③「萬葉一二三三」

④「應神記四二」

〔四〕

＊「縁」の誤り

⑤「萬葉一一五九」

ふ意、下の稲木をとめの、賤しき女どもに對へて、いへるなり、●三名之綿、眞魚の腸なり、魚のわたは、惡臭あれば、香臭意にて、かぐろとはつゞけしならん、腹-惡きを、腹黒きと源氏に見え、神代紀にも、黒心をきたなきこゝろと訓たるなど①、併-按べし、蚊黒爲髪尾、かぐろの加は、添-言、巻二に、香青成、玉藻奥津藻②、といへる香に同じ、爲ハ、伎の誤ぞと、師はいはれしかど、かぐろなる、とよみてありなん、信櫛持、信は、眞の意、巻七にも、この言あり③、於是蚊寸垂、こゝと添いふ言、よくも聞えずと師いへり、古事記應神條歌に、麻用賀岐、許邇加岐多禮④、とあるが、もし、同-意ならば、こゝも、こにかきたりとよむべし、搔-垂ハ、すべらかしになし見るなり、取つかね、擧ても纏見、といふに對へり、さて師-説には、擧てもまき見、解亂、と句をなして、或はあげ、或は解などして、人まねするは、女わらはべの、常する事ぞといはれしは、よくもあらず、おのれが按は、解-亂を、下につけて心得べし、猶下にいふ、取束、擧而裳纏見、こゝにて句を切て、こゝろ得べし、解亂、童兒丹成見、師ハ見を兒の誤として、童兒、丹成兒羅とよまれしかど、子等の等に、羅の字を、書たるも、心ゆかず、そのうへ、擧てもといふ●毛の助辭も、おだやかならず、是ハ解-亂うなゐになしみ、とよミて、取つかねても見、また解-亂して、うなゐはなりのさまにもなしミ、といふ也、さなくてハ、童兒といふ言も、あまりて聞ゆ、羅丹津蚊經、是ハさにつかふとよむべし、佐ハ添-言、丹つかふハ、丹ほふといふも同じ意にて、赤き色の照るをいふ言也、さて羅を、佐とよみし例ハ、巻七に、住吉の岸の松がね、うちさらし、緑＊來る波の、音の清羅⑤とあり、紗も、羅も、ひとつ意にて、佐とよめるにや、猶考べし、色丹名着來、なつく、なつかしなどいふハ、並-着意なれば、丹つかふ色に、並つから

①「萬葉一一五六」

②「萬葉一一五六」ウ

〔五〕

しき紫といふ意に、つゞけしなるべし、丹つかふ色は、女子の紅顔なるをいふ、紫之（ムラサキノ）、大綾之衣（オホアヤノコロモ）、あやとハ、綾文をいふなれば、大ハ、その文の、大なるをいふなるべし、墨江之（スミノエノ）、遠里小野之（トホサトヲヌノ）、攝津の國の名所、巻ノ七にも見えたり①、眞榛持（マハリモチ）、眞榛（マハリ）は、まはりとよむべし、師説に、はきとしられしは、いたく強言也、波里（ハリ）ハ、今波牟（ハム）の木といふ木にて、秋に至りて、其實（ミ）の熟するもて、衣（キヌ）に染るに、いとうるハしき色に染と、遠江の國人いへり、波里（ハリ）とよむべき證どもハ、巻ノ三の前記に、委しくせり、●巻ノ七に、墨江（スミノエ）の、遠里小野（トホサトヲヌ）の、まはりもて、にほしきぬの、さかり過行②、とよめり、にほししは、摺付（スリツケ）し色をいふ、丹穂（ニホ）之爲衣丹（シキヌニ）、令丹穂（シニホ）きぬ也、狛錦（コマニシキ）、高麗國より、渡來し錦也、紐丹（ヒモニ）縫着（ヌヒツケ）、よろしき衣にハ、錦の紐をせし事おほく見ゆ、刺部重部（サシヘカサネヘ）、ひもは、さすといへり、部（ヘ）ハ並（ナベ）なり、衣はかさぬといへり、部ハ並なる事上に同じ、則下に、波累（ナミカサネ）といへる波（ナミ）ハ、並（ナミ）なるをもて、部（ヘ）ハ並（ナベ）なるを知るべし、波累服（ナミカサネキ）、こゝまてハ、余知子（ヨチコ）等が、よそひかざれるさまをいふ、こゝに一段を終て心得べし、打十八（ウチソハシ）爲、打麻（ウチソ）ハし也、ハしは、助語、麻績（ヲミ）につゞく發語（マクラコトバ）、師の冠辭考に見えたり、麻績兒等（ミノコラ）、こは賤者の女子をいふ、手末（タナスエ）の貢（ミツギ）など奉る女の類也、績は、績の誤にやとおもへど、古書すべて、績に爲（ツク）れり、蟻衣之（アリギヌノ）、あからぎぬといふ意、あからハ明白なるをいふ、から衣、から玉といふからも、明（アカ）らにて、同意也、さて寶（タカラ）にかゝる發語なるハ、師の冠辭考に見えたり、寶之兒等（タカラノコラガ）蚊、寶ハ假字にて、民の子をいふ、御民を、おほミだからといふたからにて、たからハ、田稅（タチカラ）の畧語也、麻績（ヲミ）の兒（ゴ）●等（ラ）、田稅（タチカラ）の子等（コラ）ハ、ともに貢奉（ミツキ）る、民の子の賤しきをいふ、打栲者（ウツタヘハ）、打（ウツ）ハ、巻ノ十一に、

①「萬葉二六八二」

辛衣(カラコロモ)、君爾内着(キミニウツキセ)①、といふうつにて、俗にすつぽり着せといふがごとしと、師いへり、こゝも氏の女どものうつ着る細布(タヘ)はといふ意也、たへは、敷たへのたへにて、衣服をいふ稱なり、經而織布(ヘテオルヌノ)、經(ヘ)ハ、機經(ハタヘ)るといふ經(ヘ)なり、ぬのをとよむハ非也、ぬのとのゝにて、句を切(ル)べし、日暴之(ヒザラシノ)、日ざらしといふハ、麻は、まづ水に漬て後、日にさらすものなれバ、かくいふ、朝手作尾(アサテヅクリヲ)、朝(アサ)は假字、麻(アサ)なり、

②「萬葉五二一」

巻(ノ)四に、庭爾立(ニハニタツ)、麻手苅干(アサテカリホシ)②、といへる是也、麻手手作(アサテテヅクリ)といふを、ひとつの手を省ける也、巻(ノ)十四に、玉川に、さらす手作り③とよめり、調布をいふ、信巾裳成者(シキモナセハ)、今のよみに從ハゞ、醜裳(シキモ)也、彼調布を、見ぐるしき裳(モ)になせばといふ意、巻(ノ)九、勝鹿眞間娘子(カツシカノマノマハヾモ)の歌に、直佐麻乎(ヒタサヲヲ)、裳者織服而(モニハオリキテ)④、といへる是也、また按に、信を志(シ)の假字に用ひしは、集中こゝの外、今一所有のゝ也、既に上にも、眞(マ)とよみたれば、こゝもまはば裳(モ)にて一幅(ヒトハヾ)の裳をいふにやあらん、巾ハ、幅の意なるよしハ、字書にも見

③「萬葉三三七三」

④「萬葉一八〇七」

ウ

えたり、之寸丹取(シキニトラシ)、醜(シキ)に取(ト)らし也、下に、韓帶(カラオビ)に取(トラシ)爲とあるハ、帶に●取なす事なれバ、こゝも裳に取(トリ)なして、着るをいふ也、醜を、しきといふは、巻(ノ)十三に、刺將燒(サシヤカム)、小屋之四忌屋爾(ヲヤノシキヤニ)、云云、所搔將拆(カヽリサケム)、鬼之(シコノ)四忌手乎(シキテヲ)、云云⑤、とあり、さて下の例によるに、取の下に、ひとつの爲(シ)の字を脱せるにやあらん、

⑤「萬葉三二七〇」

こゝにて一段を終て心得べし、是までハ、麻績(ヲミ)の兒(コラ)等、田稅(タカラ)の兒(コラ)等のさま也、爲支屋所經(シキヤニフル)、爲支(シキ)屋ハ、醜屋にて、見ぐるしき家をいふ、所經(フル)は、住(スミ)ふる也、きたなき屋(ヤ)に住(スミ)をる、稻寸(イナキ)をとめといふ也、

⑥「萬葉三四五九」

稻寸丁女蚊(イナキヲトメガ)、巻(ノ)十四に、稻つけば、かゝるわが手を、こよひもか、とのゝわくこが、とりてなげかむ⑥、といへる類にて、稻搗少女(イナツキヲトメ)といふ意なるべし、丁女と書るは、丁男の丁にて、公事に役るゝ意

もて、書るなるべし、さるいやしき女どもまでも、吾に心をよせ來しといふ意なり、妻問迹、その戀するを、いにしへハ妻問といへり、妻ハ訓の爲に書り、實は夫なり、我丹所來爲、こゝに一段を終て心得べし、浮方之、今本彼方に爲るハ、浮方の誤なるべきよし師云へり、織部式に、浮物と、二色の綾と、彼是を並べ擧たるハ、據あらんにやといへり、今この説による、浮方ハ、浮形にて、浮文の綾をいふ也、さて二綾とつゞきたるハ、浮文と、地文と、ふた文に織たる綾なるべし、●二綾裏沓、裏沓ハ、襪也、裏を、したとよむハ、巻三に、天雲の下に①、とあるは、裏にといふ言也、こゝの裏ハ、下の意、彼是を通して、裏ハ、したとよむべきを知るべし、この浮形二綾の、襪を着るハ、賤女にあらず、うま人の女をいへる也、飛鳥、あわつけきといふ意にかゝる發語のよしハ、巻三の前記に委しくせり、飛鳥壯蚊、是ハむかし飛鳥里に、沓よく作りし人のありしにや、また飛鳥ハ、氏にて、さる手人の、名高きが有りしにやと、師いへり、霖禁、縫爲黑沓、革沓ハ、日能ときぬるが、黑き色のよきにやあらん、和名抄云、唐令云、諸舄履、並烏色、舄重皮底、履單皮底、云云、と見えたり、刺佩而、襪の上に、烏沓をさし着なり、庭立、往退、師は、庭に立ゆけば、とよまれたれど、退を婆に當るもよしなければ、いかにぞやおぼゆる、是ハ、庭にたちと句を切て、往退の二字、ゆきもとほれハ、とよむべき歟、猶よく考べき也、莫立、禁尾迹女蚊、髣髴聞而、我丹所來爲、勿立出そと、父母の制禁する處女也、さるハうま人の子なるを知るべし、●かゝるをとめどもゝ、翁が壯かりしをりハ、その風流をほのかに聞て、心を寄來しと也、こゝも一段を終て、心得べし、水縹、絹

〔六〕

①「巻三に、天雲の下にとつゞきたる歌なし、巻二、一〇五番に、『天雲五百重之下爾』とあり、この歌をいふか。さらば、上の『巻ノ三』は、『巻ノ二』の誤りなるべし、」

ウ

源氏しひが本に、おひはかなげにしなして、ずゝひきかくしてもたまへり、哢花抄に云、かけ帯の事也、帯といふハ、からぎぬの引ごしを、帯といへるにや、又云引こしとハ、からぎぬにそひたる物也、小腰、引こしとてある也、といへり、この引腰、ひき帯に似たり、可レ考、

はなだの帯は、催馬樂、石川に見えたり、

〔七〕

①「神代紀上、寶鏡開始の條」

②「萬葉一七三八」

③「神代紀下、海宮遊幸の條」

帯尾（ノオビヲ）、水（ミ）ハ眞の假字、縹ハ、花田（ハナダ）色也、絹ハ、たへと訓（ヨム）べし、是よりハ前に風流の女をいふ、引帯（ヒキオビ）成（ナス）、和名抄（ニ）曰、衿帯、陸詞曰、衿、音與レ襟同、和名比伎於比、小帯也、釋名（ニ）曰、衿（ヘ）禁也、禁（メ）不レ得開散也、今幼稚（ヨサナキ）の兒の服に、縫付たる帯を、ひこびといふは是也、韓帯丹取（カラオビニトラシ）爲、こなたの帯ハ、衣服の外に取はなして前なるを、呉國の帯ハ、直に服に縫付て、引帯なるにや、さるを韓帯（カラオビ）とハいふにやあらん、縹の緒（タヘ）を、さる帯に取なして着（ツケ）たる也、海神之（ワタツミノ）、殿蓋丹（トノ、イラカニ）、飛翔（トヒカケル）、海神より以下（シモ）ハ腰細（コシホソ）と云む料にいひて、文（アヤ）をなせり、師云、野山こそあらめ、海神の殿をいひ出しハ、心得ずといへり、疑らくは、佛經などにある故事にや、管見考る所なし、蓋は、いらかとよむべし、神代紀にも、穿殿（トノ、イラカヲ）蔓と見えたり①、爲輕如來（スガルノゴトキ）、腰細丹（コシボソニ）、爲輕（スカル）ハ、蠶蠶なり、蜂の腰ハ、細きを、すがる蜂は、殊に細き故にいふなるべし、卷九に、腰細（コシボソ）の、すがるをとめともよミて②、女は腰の細きを、からにもやまとにも、めでうつくしむめり、取餝氷（トリカザラヒ）、●彼の韓帯を、ほそき腰に取かざり也、らひは、里（リ）の延（ヘ）言なり、眞十鏡（マソカガミ）、取雙懸而（トリナメカケテ）、眞十鏡（マソカガミ）は、眞澄（マスミヒ）日の鏡といふ言にて、出雲國造が、神賀詞には、眞曽日鏡（マソヒノカガミ）といへり、今は日（ヒ）を省き、須美（スミ）を約めて、曽（ソ）といへり、取雙懸（トリナメカケテ）而ハ、鏡を前後に並（ベ）かけたるも也、己蚊果（オノガカホ）、かほとハ、面のミをいふ事にあらす、容貌をいふ言也、神代紀に、天垢（アメノカホ）、地垢（ツチノカホ）とあるをもて知べし③、還氷見乍（カヘラヒミツ）、かへり見つゝを、延（ヘ）たる也、その容貌を鏡に移して、還見（ミ）つゝ、よそほひをなす也、吾丹所來（ワレニゾコシ）爲、この一句、今本に脱（オト）せる事しるけれハ、私に補（クハヘ）つ、さるハこの句なきときハ、水縹（ミヘナダ）の帯以下の言、皆翁が壯（ワカ）き時の事となるを、女にこそ、腰細をめづめれ、男の細腰は、何の

よき事かあらん、是を契沖も、師も、翁の事とせられしハ、いミじきひが言也、このわれにぞ來しまでハ、水縹の帶を取飾れる、風・流・女をいふ也、春避而、是より以下は、翁の壯きをりをいふ、野邊尾回者、このめぐるといふ言、いにしへならば、もとほると有べき也、是等もて、奈良人の歌なる事知る、面白見、我矣思經蚊、狹野津鳥、われを鳥までも、お・もしろミおもへばかといふ也、ばの言をはぶくハ、古歌の例也、さて狹野鳥ハ、きゞしとつゞく例なるを、雉・子をいはぬも、いにしへならぬひとつの證也、來鳴翔經、雉・子までも、わか風流たる姿にめで、來鳴かけるとなり、秋避而、山邊尾往者、名津蚊爲迹、我矣思經蚊、天雲裳、行田菜引、天・雲も、われをなつかしミおもへばか也、師云、三巻、ふしのねの歌に、あま雲も、いゆきはゝかり、たな引とよめり①、こゝにゆきたなびくとのミにてハ、いさゝかいひ得ても聞えず、又笛・聲に行・雲をとゞむといふを、とりなせしと聞ゆ、こゝは上の雉子の對に、何ぞ有べきを、言のゆかざりけむ、といへり、さてゆくといふ言に、いの言をそへたるハ、古歌の例にて、字あまりの所にも、いの言をそへていへり、かならずいゆくといふへき、よしありと見えたり、巻三の解にもいへるを、併・見よ、こゝに一・段を終て、心得べし、還立、路尾所來者、野よりかへりて、都の大路をくれバ也、所・來の所は、れの言にあてゝ訓べし、打日刺、宮にかゝる發語、麗しき日影の、さしかゝやきます、・大宮といふ意、この言は、三の巻の前記、久堅の條に、委しくいへり、宮尾見名、みやをミなハ、官・女をいふ、刺竹之、發語、師の冠辭考によるべし、さて例は、宮とも、君ともつゞく言なれど、こゝハ上に、宮をミなといふ言のあれば、

①「萬葉三一七」

〔八〕

ウ

①「雄略記一〇〇」

ウ 愛やしの、やしハ助語、日本紀歌解槻乃落葉に詳なり、

①「萬葉四八七、二七一〇」

宮といふ言を省きて、舍人とハいへり、かゝる類なきにしもあらねど、いにしへならずと、師いへり、舍人壯裳、舍人ハ、とのゐ人の畧にて、是も宮中の人をいふと、師いへり、とのゐ人といへるハ、甘心せず、古言には、刀禰とのミいへり、いかなるよしにや、已考なし、忍經等氷、忍は、慕ぶ意、等氷は、夫を延たる也、古事記の歌に、淤知布良婆閇①といへるハ、ふれを延たる言なると同じ、還氷見乍、誰子其迹哉、所思而在、宮の女も、舍人男も、思ひ慕ひて、顧爲乍、彼ハ誰子にやあらん、いとうるハしき風流士ぞと、おもハれてありしと也、こゝに句を切て、こゝろ得べし、如是所爲故爲、今如是醜の翁とハ、なりしぞとなり、古部、狹々寸爲我哉、今少年の花柳巷に戯れさわぐを、曽々ける、曽免くなどいふハ、この左々岐なり、いにしへ若かりしをりハ、女どもにそゝめき、戯れしわれと、いふ意也、端寸八爲、愛やしにて、そハ、くはしきといふ言にて、すべて、ものを譽ていふ言也、是は、下の子等にかゝる言なり、今日八方子等丹、五十狹邇迹哉、いさにとかもは、不知かも也、不知を、いさといふ言は、巻四に、不知哉川、巻十一に、不知二五寸許須、とあり①、四巻の前紀に委しくせり、さて邇の言を添たるは、不知を、しらにとよむ爾也、不知とかもとハ、翁が若盛の風流を、今いかに聞えても、をとめの子等は、しらずとおもひてあるといふなり、所思而在、おもひてあるといふを、おもハれてといふハ、こなたよりいふ言なれバなり、如是所爲故爲、かくまで醜なる翁なれバ、壯きをりの艶をいかに聞えても、さる風流にありし事は、をとめどもにハ、不知とおもはれて、今日ハあるといふ意也、古部之、賢人藻、是より下は、から國の故事也、老子

傳といふ書に、祖のいたく老はてゝあるを、父・母是を捨なんとす、其子原・轂といふ人、いさむれども聞ずして、終に是を捨つ、轂もその車に隨て行しかバ、車をもてかへり來りしを、父・母見てこの凶具を、●何にかハせんといひしかば、轂、後におやの老て捨なんとき、さらに造らむは、堪じといひしかば、おや是を聞て、いたく恥て、又車してむかへ歸りて、よく養つるといふ事なり、後之世之(ノチノヨノ)、堅監將爲迹(タメシニセント)、堅・監は、規・監の誤にて、ためしにせんとと、師はよまれたり、堅と、規と、似つかハしき字にもあらねバ、誤べくもあらず、されど本のまゝ、かたミといひてハ、言ゆかず、しバらく師説に隨ひて、ためしとぞよむべき、老人矣(オイヒトヲ)、送爲車(オクリシクルマ)、持還來(モチカヘリコシ)、こしといひて、上のためしにせん、といふをむすべり、こねと訓しハ、ひが言也、

こゝは、老を貴ぶためしをいひて、わが醜(シコ)に老しとて、きらひな捨給ひそ、捨し車、やがてめぐり來なんものぞと、をとめどもに　さとしたる也、師のいへらく、こはしかるべき事にハあれど、からの故事を、こゝの歌にいふは、奈良人の歌なる事しるし、人麿など、よにおもしろく、あハれにも、正しくも、よみしおほかれど、他の國の事を、用ひしは●なしわが國の古言にて、ことたればなりといへり、

反・歌二・首

死者木苑(シナバコツ)、木を、今本水に誤れり、この木苑の字を、こそに假れるをもておもふに、社の字を、こそとよむも、木苑の意、また杜を、もりと訓も、社の字を誤れるにやあらん、神・社はすべてもりといへば

眞白髪（マシラガ）といふ言もあれど、こゝの歌にては、前後の例、しろかゝとよむへき也、

〔十〕

＊この本文は、諸本「大」に作る、この場合、「太」の誤り、

①「萬葉巻十三、三三〇九」

②「天武紀元年六月丙戌の條に、『朝明郡（ト）迹（ホ）太川邊』とあり」

③「皇極紀三年正月乙亥朔の條」

ウ

也、相不見（アヒミズ）在目（アラメ）、生而在（イキテアラ）者、白髪（シロカミ）子等丹（コラニ）、不生在目八方（オヒザラメヤモ）、歌の意は、死たらばこそ、醜事にハ、相見ずあらめ、子等も生てたにあらバ、終（ツヒ）に老はてて、白髪（シロカミ）の生ざらめやと、いふこゝろなり、

白髪（シロカミ）爲、子等母（コラモ）生名者（イキナバ）、如是（カクノゴト）、將若異子等丹（ワカケムコラニ）、所詈金目八（ノラエカネメヤ）、初句の、しろかゝしを、子等（コラ）も生なばの下に入て、心得べし、白髪ハ、しろかゝとよむ例也、爲（シ）はなしの意、わが・今汝等（ミマシラ）に詈（ノラ）るゝ如く、子等（コラ）も生（イキ）てあらば、後・終に白髪となりて、わかき人にのられなんといふ意、のらえかねめやハ、詈（ノラ）るゝことを不得（エザラ）めやといふ意也、不・得の字は、集中、かねの假字（カナ）に、用ひたり、

娘子等和歌（ヲトメラガコタフルウタ）　九首

端寸（ハシキヤシ）八爲、老夫之（オキナガ）歌（ウタニ）、丹太欲寸（ニホホシキ）、九兒等（コノコラ）哉（カモ）、蚊間毛而將居（カマケテヲラム）、はしきやしは、上に辨するが如く、譽（ホメ）・言（コト）也、丹大（ニホ）＊欲寸（ホシキ）は、にほゝしきとよむ、艶（ニホ）ハしきといふ言也、さて太を、ほの假・字に用るは、おほの、おを、省きたる也、麻（アサ）を、佐の假・字に用ると、同・例也、集・中にも、丹太遙越賣（ニホエヲトメ）とも書たり①、天・武・紀にも、太を、ほの假字に用たる例あり②、九ハ、こゝとよむ、こゝのゝとよめるは、非也、哉ハ、かもとよむべし、かまけは、氣眞（ケマ）にや、氣（ケ）ハ、けはひなどいふ氣也、皇・極・紀に、感の字を、かまけとよみたり③、九の子・等も、感・伏してをらん、といふ意也、この中の五文字、舊説すべて誤れり、

・辱尾忍（ハヂヲシヌビ）、辱尾默（ハヂヲモダシテ）、無事（コトモナク）、物不言（モノイハヌ）先丹（サキニ）、我者將依（ワレハヨリナム）、辱をしのびハ、わか恥おもふをも、堪忍（タヘシヌ）びてといふ意也、もたすは、默してものいはぬ事にて、今だまるといふと、同意也、是も恥かしともいはずてといふ意、事もなくは、彼是（カニカク）論ずる事もなく、われはとく、翁によりなんといふ也、

〔十一〕

①「該當の歌見當らず」
②「萬葉一七四〇」
③「該當の歌見當らず」
④「萬葉四一一六」

ウ

否藻諾藻、隨欲、可赦、貌所見哉、我藻將依、いなは、今いやといふ言、諾は、唯々と、承諾する言、俗言に、いやをなしにといふ是也、隨・欲ハ、ほりのまに〳〵とよむべし、貌ハ、古本には、良とあり、何れにても、かほとよむべき也、かほとハ、すがたをいふ言のよしハ、上にいひき、所見哉は、みえかもとよむ、見えの下に、婆の言を省けるハ古言の例なり、否諾なしに、翁がほりするまに〳〵、わがゆるすべき姿は、見えれバかも、われも翁によりなんといふ意也、ゆるすべき姿は、とつゞく意なり、

• 死藻生藻、同心跡、結而爲、友八違、我藻將依、同ハ、おやじとよむ、古言也、結ハ、かためめ、或はかたねとよむ、約・束をいふ、巻ノ五、十三、丁①、巻ノ九、十八、丁②、巻ノ十、二十五丁③、巻ノ十八、卅丁④、等に千々證見えたり、友や違ハんは、生・死をもともにせんと、契約せし友に違んや、われもともに、翁によりなむといふ意なり、

何爲迹、違將居、否藻諾藻、友之波々、我裳將依、何せんとてといふを、とゝのゝいふは、古言の例也、違ひをりなんは、同・友の女・子に、われひとり違ひをらんやといふ意、否諾なしに、われも翁に、よりなんといふなり、

豈藻不在、自身之柄、人子之事藻不盡、我藻將依、豈ハ、何に通ふ言、何の能もなき、おのが身の故といふ意、からハ、隨の畧語にて、故といふに近し、人の子ハ、同・友の女・子をいふ、他の子と• いふ義也、事も不盡は、言もつくさじにて、他よりかにかくいはぬ先に、われも翁によりなんといふ意也、

墨之江之、岸野之榛丹、丹穂所經迹、丹穂葉寢我八、丹穂氷而將居、野之の二字、疑らくは

倒せる歟、野(ヌ)・榛(ハリ)は、ぬはり艸にて、王孫をいふにや、また野にある榛(ハリ)をいふ歟、榛の木の事ハ、巻三の前・記に委しくせり、榛をもて、艶色(ニホヒ)を添ふれども、艶色もなきわれハ、赤面して、恥をらんといふ意、結句のにほひては、同・言にして、意異なり、赤面して、恥る意なり、

春之野(ハルノヌノ)乃、下草靡(シタクサナビキ)、我藻依(ワレモヨリ)、丹穂氷(ニホヒ)將因(ヨリナム)、友之隨(トモノマニマニ)意、上は、なびき依りといはん序也、にほひ寄なんとハ、是も同・友のまに〳〵、赤・面ながら、われもよりなんといふ也、

この一冊は、吾・兄久・老神・主の、伊・豫國八幡・濱なる野・井安定が處によりて、書おくられし注さく也、本・書の解、槻の落葉に、再按を加へて、なほつばらかにいひてんとて草・稿をだにとゞめ給ハざりしを、姪久・敬にはかりて、あながちに、反・古の中より取出て、かくまで書つゞりしハ、寛政十戊午年二月廿八日、吾同・友のためにとてなむ、

従四位下度會御主助侑

ウ

・宇治五十槻大人著　日本紀歌解　槻乃落葉　三冊近刻
同　古事記歌解　同　二冊嗣出

寛政十一季巳未八月開板　京師書林　埜田藤八　林安五郎

【住所變更】

青木生子　東京都澁谷區代々木富ケ谷一丁目三〇番三一號
井上富蔵　岡山市築港新港町五ノ三九
扇畑忠雄　仙台市荒巻杉山一ノ四一
岡崎雅一　高知縣高岡郡本山町　嶺北高校
加藤房子　福島縣南會津郡田島町後原　アイリス荘
上林敬子　大阪市住吉區大領町一ノ一二　嶋田方
小島憲之　高槻市富田町柳川八五八ノ一三
小林芳規　東京都練馬區北田中町一一五八
小堀百合子　北海道紋別郡生田原町字安國
佐園秦男　加古川市粟津　縣營住宅一六號
佐田智明　北九州市小倉區下蒲生恵里
嶋　稔　盛岡市上田緑ケ丘一ノ五
東海林　弘　小田原市栢山二三　明治製菓第四清流荘四〇五號
菅野顯光　福島縣双葉郡浪江町立津島中學校
諏訪　巖　東京都港區赤坂青山北町四ノ五八
曽倉　岑　東京都杉並區神明町二八　安西方
高橋正孝　大津市中庄二丁目一六番三四號
竹内金治郎　東京都杉並區下高井戸二ノ七一八
谷　馨　東京都豊島區池袋東三ノ三一
築島　裕　東京都世田谷區代澤一丁目二〇ノ六
戸上輝雄　佐賀市北川副町古賀
内藤紀子　京都市上京區堀川通寺ノ内上ル
西宮一民　伊勢市岩淵町三四二
半澤正一　福島市宮町一七
肥田野昌之　埼玉縣越谷市瓦曽根一〇八〇ノ一八
平岡澄子　綾部市上野町九二ノ二
藤井専蔵　西宮市上ケ原五番町六四
堀井廣見　奈良縣生駒郡生駒町俵口　長福寺内
松原博喜　神戸市長田區西丸山町一丁目一三
三木康　姫路市東魚町二九
山崎宣子　綾部市青野町龜無一
横井博　郡山市南町一八五
横山壽夫　大阪市阿倍野區丸山通二丁目三〇　吉木方
和田義人　廣島市仁保町本浦二八

【町名變更】

愛知縣立女子大學國文學研究室　名古屋市瑞穂區高田町三丁目
齋藤光昭　山形市本町二丁目一ノ四五

吉田義孝　名古屋市守山區小幡西新六五

【名簿訂正】

土部弘　大阪市天王寺區空堀通三丁目二二四

廣多建次　東京都北區瀧野川六ノ三一

和田篤太郎　大阪府泉佐野市長瀧二三五七ノ一五號

【補遺】

松尾玲子　尼崎市常吉中屋敷西武庫團地三一號館二〇三號

【新入會員】

合阪早苗　大阪市西成區西四條一丁目一四

阿波野青畝　西宮市上甲子園一ノ一〇八

猪飼春男　岡崎市明大寺町下奈良井三一　東海アパート

石賀昇　廣島市古田町高須三三三

稲益保壽　鹿兒島市上荒田町二〇七〇　小川方

打田公子　和歌山市關戸矢田坪四ノ六

岡部政裕　静岡市大岩町二丁目　静岡大學文理學部構内公舎

尾崎暢殃　東京都新宿區下落合二ノ八七六

菊川丞　神戸市垂水區舞子台町三二公團住宅一一號三〇四

菊池毅　市川市大洲町四二二二　晃洋荘

工藤進　東京都世田谷區若林町三三六　雄別寮

小林千佳子　蒲郡市大塚町笹子一二七

佐々輝夫　京都市北區鷹ケ峰南鷹ケ峰町二四立命館大學思寮

佐野正己　静岡市籠上二四新花三號

滋賀大學學藝學部圖書館　大津市石山平津町

下村久子　京都市中京區西ノ京鹿垣町六

神宮皇學館大學　伊勢市倉田山

頭師一兵　下關市みもすそ川町二五ノ七

帝塚山學院短期大學文藝研究室　大阪市住吉區帝塚山中三丁目五二

同志社大學國文學研究室　京都市上京區今出川通

中川幸廣　東京都大田區南蒲田三丁目一〇番二六號　阿部方

中西宇一　京都府久世郡城陽町寺田

中野郁子　大阪市北區朝日町五三

中林久治　河内長野市市町三六八

南波浩　京都市左京區吉田神樂岡町八

西義一　大阪市住吉區山の内町一丁目六五

西田季春　大阪府三島郡島本町櫻井

野口嘉生　北海道紋別郡遠軽町二條通北一丁目　五十嵐方

野村君代　堺市東雲西町一丁目二二

早田輝洋　東京都新宿區角筈三ノ一九九　新井方

横山英　静岡縣小笠郡菊川町神尾

吉田和代　豊橋市向山町三ツ塚三〇ノ一
早稲田大學圖書館　東京都新宿區戸塚町一丁目

豫告

○三十九年度萬葉一日旅行

期日　五月二十四日（日）小雨決行

集合　午前九時五十分、近鐵「八木」驛前、奈良交通バス發着所

大阪からは、近鐵「上本町」九時二十分發宇治山田行急行。京都からは、近鐵「京都」八時四十一分發橿原神宮驛行特急が便利。八木からは九時五五分發「栢（かや）ノ森」行のバスに乘車のこと。

コース　八木――（バス）――栢ノ森――芋峠――千股――上市――（バス）――宮瀧〔解散〕

行程　徒歩約九粁。

地圖　五萬分の一地形圖「吉野山」

費用　旅費概算＝京都から約六百圓・大阪から約五百圓。

その他　栢ノ森から上市までの道は道幅約三米以上の新道ではあるが、峠附近の傾斜はやや急。なるべく運動靴。峠附近では水の便わるく、水筒の携帶必要。栢ノ森までのバスの臨時增發を依頼する豫定あり、參加者は、五月二十日までに本部あてはがきにて御連絡頂きたい（引率者ある學生參加の場合は、引率者より豫定數を御連絡頂きたい）。

○第十八回萬葉學會　於愛媛大學

十月二十四日（土）

●公開講演會

萬葉より古今へ　大阪市立大學教授 文學博士　小島憲之氏

萬葉のこころ　京都大學名譽教授 文學博士　澤瀉久孝氏

スライド　愛媛大學教授　武智雅一氏

十月二十五日（日）

●研究發表會

十月二十六日（月）

●見學旅行（熟田津方面）

(1)研究發表御希望の方は、八月二十日までに、要旨四百字を添えて本部までお申込み下さい。

(2)本學會に關する詳細は、次號に掲載します。

編輯後記

充實した研究誌を編むためには、まづ、多くの論文が投られなければならない。ところが近時、論文の寄せられることは、甚だ稀である。現に、五十二號用の論文は、一つもない。「原因の一つは本誌の名前にある」といふ意見がある。それで、本誌命名の由來について、この邊で一言辯じておきたい。

萬葉集は、日本文學の古典であるばかりでなく、世界文學の中にあつても、獨自の優秀性を誇る歌集であると信ずる。萬葉集を貫流する民族の抒情と創造力は、過去において、日本の文化を動かしてきた根源的な活力であつたし、將來もまた、さうであらうと思はれる。少なくとも、萬葉集は、わが上代文學の最大の遺産であることはまちがひない。

今から十三年前、われわれが、本誌に『萬葉』なる誌名を考案したについては、萬葉集のかかる性格を考慮してのことであつた。つまり、『萬葉』とは、最少限度、わが上代文學を象徴するものとして命名されたのである。よつて、『萬葉』には、文學の發生から平安時代に至るあらゆる作品作家の研究者及び研究業績が糾合されて然るべきものなのである。『萬葉』は、萬葉四千五百首のみに限定されるものではないといふ確認の上に立つて力作を寄せられたい。

◇

本號から、上代を明らかにするための文献で、入手披見困難なものを、隨時、飜刻することにした。近代萬葉學の時代も、すでに、百年に達せんとする今日、昭和初期頃までの研究論文でも、その對象になりうると、個人的には考へてゐる。飜刻を望む文献が指定された場合、會議を經て要望に應じたいと思つてゐるので、遠慮なしに申しこんでいただきたい。

◇

豫告に記したように、本年度の萬葉一日旅行は、芋峠越えに決定した。芋峠は、六七一年十月、大海人皇子が、近江から吉野に入る時越えた道でないかといはれる。書紀に、「虎に翼を著けて放てるなり」といはれた、その虎の舞つた俤を偲ばうといふわけである。脚力と履物に自信のある方は、ふるつてご參加願ひたい。また、秋の萬葉學會も近い。講演もさることながら、學會の中心は、研究發表會にあるべきものと思ふ。多數の發表を願つてやまない。

（伊藤　博）

萬葉學會會則

一、本會は萬葉學會と稱する。
一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて會員となることができる。
一、會員の研究發表機關誌として季刊「萬葉」を發行する。
一、本會は隨時、萬葉に關する見學旅行、文獻の展觀、研究發表會、講習會、講演會圖書の出版、その他を行う。
一、會員は、年額六百圓の會費（誌代を含む）を年度内に納入する。
一、本會の事務は
大阪府吹田市千里山
關西大學文學部國文學研究室内
において行う。

昭和三十九年四月二十二日印刷
昭和三十九年四月二十五日發行
頒價一五〇圓

編輯兼發行者　大阪府吹田市千里山　關西大學文學部國文學研究室内　萬葉學會　振替大阪二九一四七
右代表者　澤瀉久孝

印刷者　京都市南區東九條西岩本町　大寶印刷株式會社　㊀一九一一・三三七一
代表者　石井喜太郎

昭和三十九年四月二十五日發行

萬葉